

公共空間

2014 Autumn (Vol.13)

水と公共—万物の根源は水である—

【I】エネルギーと「水」

- ・「汚染水問題の現状とこれからについて」
自然エネルギー推進会議事務局長 中塚 一宏氏
- ・「温泉×エネルギー=地域活性化?」
一般社団法人 小浜温泉エネルギー 山東 晃大氏

【II】開発と「水」

- ・「海に囲まれた日本 海運業界の果たす役割」
海フェスティ京都
- ・「神戸港の【国際競争力強化】と【ウォーターフロント開発推進】」
神戸市みなと総局職員 成本 克彦氏・白波瀬 浩司氏

【III】商品としての「水」

- ・「ホーチミン市の水道を改善するために」
大阪市水道局 長谷 徹氏
- ・「ボトルウォーターとコモンズの商品化」
NPO法人 AM ネット 神田 浩史氏

【IV】自然環境の「水」

- ・「水産資源保護への取り組み」
NPO法人セイラーズフォーザシー 井植 美奈子氏
- ・「津波対策の今を知る—和歌山県を例に—」
和歌山県庁 中村 吉良氏・山本 弘樹氏・楠本 良太氏
- ・「琵琶湖の水を守るということ」
前滋賀県知事・びわこ成蹊スポーツ大学学長 嘉田 由紀子氏

【編集員報告】

- ・「水俣エッセイ『複雑の中で生きる』」
取材協力 水俣病歴史考証館 永野 三智氏
熊本大学 准教授 石原 明子氏

【教授論文】

- ・「クリミア問題と国際法」
京都大学公共政策大学院 教授 浅田 正彦氏

【学生投稿論文】

- ・「プロスポーツが地域にもたらすもの
—Jリーグ・ガイナーレ鳥取を例に—」
京都大学公共政策大学院 八期生 門脇 康太氏

【卒業生は今】

- ・「これからの公民連携のあり方とは」
京都大学公共政策大学院 二期生 松村 勉氏

【現役学生インタビュー】

- ・「留学生が語る、京大公共の魅力」
京都大学公共政策大学院 八・九期生 留学生一同

【自主活動紹介】

- ・「京都府政策提言ゼミ」



『公共空間』編集委員会

京都大学公共政策大学院

Kyoto University School of Government



長崎県水俣湾

皆様こんにちは。「公共空間」編集委員会です。

今回は、今までとはちょっと毛色の違うテーマで雑誌をまとめてみました。「水」。

タイトルの言葉は古代ギリシアのタレスの言葉ですが、今こうして見てみると、我々の生活はこんなにも水と関わっていたのかと、しみじみと感じさせられます。

私たちの生活と切っても切れない水。しかし、天使にも悪魔にもなる水。普段なかなか意識しないテーマだと思いますが、ぜひこの機会に、この厄介な生涯の友との付き合い方を、考えてみて頂ければ幸いです。

「公共空間」編集委員一同

汚染水問題の現状とこれからについて

自然エネルギー推進会議事務局長 中塚 一宏氏

この目で見る事はできない世界

筆者（以下、略）「福島第一原子力発電所の現

状と汚染水問題とはそもそも何なのか。視察

を通して感じられることをお聞かせください。」

中塚氏（以下、略）「まず、原発事故の核心部分は、人間がこの目で見る事はできない世界なわけです。そんな状況で、核燃料棒は冷やし続けなければならない。そういう状況の中で、汚染水を一度きれいにしてから、もう一度かけるという方策を取らざるを得ない。それが現在取れ得るオプションとしては最高のものとされています。

ですが、冷却系の容器が本来なら閉じているはずなのだから、一度冷やせば、それで終わるはずなのですが、かけた水よりも多くの水が出てきてしまう。それは、地下水が染み出しているのではないかと言われているのです。

出てくるそれらの汚染水は、除染した上で貯めるためにタンクを作らなければなりません。これはならないります。昼夜、冷却で使用した汚染水と余剰で出てくる大量の汚染水との戦いで現場は大変苦労しています。

タンクを増設し続ける事は、敷地的にも不可能なので、取り切れない放射性物質を取り除いた上で、地元の方の承諾を得てから、海に排出をする案があります。また、原発敷地内は坂道になっているので、山手の方から地下水が流れてきて、混じってしまうから水の量が増えるのではないか、と考えられています。そのため、山の中腹に井戸を掘り、予め建屋に流れ込む地下水の量を減らす試みが考えられています。

しかし、これも地下水が汚染されていないという想定のものですが、やはり汚染されないかは調べなくてはならないのです。その上で海に棄てるにしても、地元の方の承諾が不可欠でしょう。現在はこのような二つの案が進行中です。」

「タンクの増設が限られている中で、ALPS（多核種除去装置）によって除去できないトリチウムを除去するにはかなりの予算が必要になるといわれていますが、これについてはどう思われますか？」

「トリチウムが取れれば、汚染水は相当きれいな水になります。しかし、そこが現在最大のネックになっている。これは現状かなり難しい問題であると言わざるを得ないです。」

防護服は一枚重ねだつた

「中塚先生は直に現場を見てこられてどのようにお感じになられましたか？」

「現地の方々は本当に頑張ってらっしゃる。とてもあそこまで過酷な環境だと感じます。私は使用済み核燃料のプールのある四号機の中に二回視察に行きました。一回目は耐震補強ができているかどうかを確かめに二回目に行つた時は、使用済み核燃料を抜き出す作業が試験的に始まつていました。」

一回目の時は、四号機は階段も何もかもがなくなつていて、仮設のラダーを使って上り下りをしていました。四号機のてっぺんのオペレーションフロアは、三号機側の方が、放射線量が高いのです。私も訪問した際に、視察のために様々な場所を移動していると、三



取材に応じて下さった、中塚一宏氏

ると、よくぞここまで来たなという風に感じます。現場の方々には、心から敬意を表した事はなかったので。服も一枚だけでしたからね。二回目の視察では、外エレベーターもついていましたからね。状況は改善してきていますよ。」

「括りに、第一原発と言つても、その中の線量は大きくなるんですね」

「全然違いますね。高いところもあれば、低いところもあります。四号機は、線量が高いながらも中には入れました。使用済み燃料も抜いているので、人間が近寄れるわけです。

ですが、やっぱり、二号機と三号機は線量が高すぎてなかなか近づけない状況にあります。それを考えると本当に過酷な作業環境だと感じませんか。」

「それだけ高い空間線量の場所には、もちろん防護服を着用されると思いますが、その防護服はどこで処理するかなどは決まっているのですか」

「一回目に行ったときは、防護服は一枚重ねで着たんです。一枚重ねで着て、四号機の中に入り、出てきたところで一枚重ねの一枚をカッターで切るんです。ですので、最初に視察した際は、手袋から、靴から全部二重に着たんです。そのくらいに放射線量が高いという事なのですね。」

号機側の方に近よつてしまい、作業されている方に『そつちにはいかないでください！』と注意される事態が起ころうどに、まだ放射線量が高いんです。現地の方々は、そういう状況の中で、あの手この手を使って作業をされています

しかし、様々な方の努力で状況は変わっています。二回目の視察の際にはそのような事はなかつたので。服も一枚だけでしたからね。二回目の視察では、外エレベーターもついていましたからね。状況は改善してきてはいますよ。」

絶対安全は絶対にない

「排水する上で、問題をクリアするには長い年月や技術が必要ですが、それを妨げてしまう要因は何でしょうか」

「まずは、基本的に、私は原子力発電そのものが過渡的ではないかと思っています。なぜならば、核燃料は放つておけば二〇〇〇～二五〇〇度くらいになります。高温になり得る核燃料棒を一六〇〇度ほど溶ける鉄の容器の中に入れている事は慎重の上に慎重を重ねなければならぬ技術です。でき得る事ならば、他の技術で発電すべきと私は前々から思っていました。品質管理工学などの観点からみても、絶対安全なんてことは絶対にないんですよ。それは、原子力にこだわらずに、火力発電やその他の発電方法でもかわらないと思います。要は、そういったリスクをみんなが納得していられるかどうかが一番大事です。」

さらには、汚染水の問題などが起つた時

に、こういった事故はそうそう起るものではないと言う方もいるかも知れない。しかし、一度起こつてしまったら、こういった事態になることを皆が目の当たりにしたわけです。

ですから、今後のエネルギーを考える上では、そういうリスクを重視しなくてはならないと私は思いますね。もう一つは、汚染水のやり場がなくなつて海に放出することになつた時に、どの様にコンセンサスを得るかです。

汚染水を出さないような冷却方法を模索することも必要ですよね。例えば、水以外の方で冷やすことはできないのかつてことです。そういう他の方法を考えた方が良いところに差し掛かっているのではないかと、個人的に感じますね。二〇一年に発災をして、事故調の調書なども公開され、その当時の二、三ヶ月の大変さがうかがえます。そういう大変な状況でとにかく冷やさなければならぬという事で、水をかけて冷やしだしたんですね。三年半を経過した今なので、違う方法を模索すべきではないのかと。

水つていうのは本当に厄介なんですよ。人間は水がなければ生きられないですし、水のあるところに文明は興つているわけです。山間や海に住んでいる人も、水のあるところで

しか生きられなかつたわけですね。人間の身体も大半は水でできているわけですよ。水というものは非常に便利で、液体にも、固体にも、気体にもなります。水は単位系の元にもなっています。一グラム、1ccの水を一度上げるのに、一カロリーミたいな感じですね。

人間にとつて、水は切つても切れない関係なんです。一方で、水というのは非常に厄介です。今回はその一つの象徴なのだと思いますね。実は、政治的にも厄介なんです。今は、政治的にも厄介なんです。政治の『治』、治めるという漢字は『さんずい』です。あの治めるという漢字の語源は、水を手懐けるところにあるんです。

漢字は中国から来ていますが、政^{まつり}_とというのは水を制御することから始まつていています。川が氾濫したりという事は昔からありましたしね。

凍土遮水壁に関しては、前々からそういうアプローチはあるだろうという事にはなつていました。しかし、実現性に関しては議論がありました。ある意味で、凍土遮水壁は、凍らせるという意味では新しい考え方です。そして、これも水の持つてゐる特性ですが、一度凍つたら固体になるわけで、固体になつた水の上に、新しく水をかけても、溶融デブリ（溶けた核燃料棒の塊。強い放射線量を示す）にかけているわけではないので、おそらくそれほど射線量は含まれないのでないか、そして今よりも減るのでないかと。

「現在進められている、凍土遮水壁の技術や入れない建屋内にロボットを入れる事を検討

するなどといった、現状ではまだ未開発の技術を導入する事が考えられています。この様な未開発の技術を導入せざるを得ない現状をどう捉えますか。」

「今、言える事は、未開発が前提にありながら、この先廃炉作業は二〇年、三〇年を超える廃炉計画になつていてるので、違う方法を模索するべき時期なのではと感じているという事です。その時、その時のベストの選択という意味では現在の取り組みは否定するものではないです。しかし、三年半を経過した今になつては、また新たに違う方法も模索しなくてはならないのではと考えています。

つまり、政治の根本というのは、水を手懐ける事だと考えています。そういう意味では、政権は代わりましたが、民主党の時も水では苦労したし、現政権も水では苦労されてると思います。」

それならば、さらに私は『個体で冷やす』金属で冷やすやり方もあるのではないかと思います。

熱い溶融デブリのあるところに米粒くらいの金属を水に混ぜて入れていき、溜めていきます。最初はもちろん溶けますが、やがては固まりますよね。上は固体になり、そこに水をかけるとかね。もちろん、これに実現性があるかは、原子力発電所というプランのメカニカルな問題があると思いますよ。

しかし、こういった事に関しても可能性を排除する時期ではないのではないかと思います」

「先生は現在の状態は、そういうった事にまで思いが至っていないのではないかと考えておられますか。」

「これを現場の方に申し上げるのは非常に酷なことなんです。ただ、今は汚染水の問題はあるが状況は落ち着いているので、そこはやはり政府や東京電力が、新しい方法を模索したらどうかと思います。思惑やプライドなど、全てを排除して取り組むべき時ではないのでしようか。」

現状は、緊急に冷やすければいけない状

態からは少し落ち着き、溜まつた汚染水は除去装置で取り除いています。しかし、放射性物質 자체がどこかに行くわけではないです。

「現場に行かれて、時間はかかるとお感じになりましたか。」

「計画通りになるかと言われば、そうは思わないですね。新しい技術も開発しながらやらなければならぬ訳ですし、溶融デブリはだれも見たことがない、どんな状態にあるかわからないわけです。」



除却装置の中にスラッジと言われる形で溜まるわけです。これは一定の量になつたら取り替えなければいけません。

今度はそのスラッジが放射線を出すようになり、それが作業の妨げになるわけです。このスラッジは現在、敷地内に置かれています。そして同クラスの地震が起こった時の事を考えてもプランBは必要でしょう。」

「冷却水の取水源とその量についてお聞かせください。」

「今は建屋に地下水が流入しているから、地下水が汚染されていないという事になっています。ところが、地下水が流れてくる上手の

地下水を抜きすぎてしまうと汚染水が地下にしみこんでしまうかもしない。なので、山手に井戸を掘つてしまふのも簡単ではないと、私が副大臣の時には話していました。地下水バイパス計画です。しかし、より建屋に近い井戸から水を汲み上げてする計画は、まだこれからのようにですね。」

「地下に沈着すると、やはり弊害は大きいですか？」

「でしょうね。そうなるとアンコントローラブルですよね。もし地下に浸出したら、もうコントロールできないです。それこそ地下にどのように地下水が流れているのかを調べるのはたいへんですからね。」

「政府が致し方ないと判断した場合でも、地元住民の方などに同意を取ることが必須でしょうね。」

「海洋汚染はどうくらいになるのかという予測などはありますか？」

「安全という資料は見てきました。でも結局、事故までの原子力行政に対する信頼の失墜は否めないでしよう。事故の初動対応のもたつきやその後の対応などを考慮すると、海に流しても大丈夫と言われて、そうですかとはな

なかなかないですよね。」

ICRPの勧告でどれくらいが良くて、どれくらいがダメなのかという基準は当然のごとく見ましたが、ICRPも『ここから先は、おそらくグラフは直線でしよう』という様な勧告内容なんですね（閾値なし直線（LNT）仮説）。結局、これらも戦後原子力政策の問題と、事故後の対応のもたつきの二つがあるわけだから、それは政権を誰がやろうが不信感の払しょくにはつながらないんじゃないでしょうか。」

「でしょうね。そういう事故が起こる可能性は何万分の一、何億分の一なのかわからないが、あるわけでしょう。絶対安全は絶対ないわけだからね。そういうつたテールリスクが許されない政策課題つていうのはあると私は思います。」

「現状、日本人は世論調査では原発反対派が賛成派を上回る状態にあると言えますが、日本全体が「動かすか」「動かさないか」という選択肢で止まってしまっていると思うのですが。」

「様々な世論調査を見ていて思うのは、原発問題に限つて言えば『総論反対、各論賛成』ですね。この再稼働問題は『将来的には原発反対だ』って言う人は賛成派より多いんですよ。ところが、個別の原発再稼働に関しても、安全性が確認されたら再稼働やむなしという意見が多くなります。首長とかだと、賛成派の人が勝っている様です。」

何事によらず、日本人は情緒的に物事を考えてしまうケースが多いです。もう少し論理的合理的に考えなくてはいけないんじゃないのかというのは、二〇年以上の政治生活で感じた事なんですね。

しかし一方でこの原子力の問題に関しては、ああいう事故が起こる可能性は何万分の一、何億分の一なのかわからないが、あるわけですね。絶対安全は絶対ないわけだからね。そういうつたテールリスクが許されない政策課題つていうのはあると私は思います。

しかし、政治という視点から考えれば、そこは政治的リーダーの考え方・心構え次第です。安全神話を押し売りするのではなくて、こういうリスクはあるけれど、それ以上のベネフィットがあるんだと思うなら、そのリスクについてきつちり国民に説明をして理解を得る事が民主主義における政治リーダーの仕事ですから。でも私自身は、原子力に依存しない社会を作るべきだと思つてます。そういうテールリスクを伴う原子力発電に理解を得ることはできないとおもつてるので、みなさんがこの問題を考える際の、思考方法の素地を提供できればと思つて、自然エネルギー推進会議を立ち上げました。

原子力発電は無ければ無いに越したことは

ないでしよう、と言うと、無い方が良いと言ふ人が多いと思うのですが、その反面、無くなつたら困るんじやないかと思う人はいる。そういうつた方々に大丈夫であることを示してあげたい。

原子力発電をやめるのであれば、電力会社のあり方も含めて、どういったエネルギー政策が必要になるかということを具体的に示すこと。それによつて本格的な議論がスタートすることになります。

いずれにしても、論理的合理的な話し合いが行われ、その上でそれを国民の皆さんにきつちりと判断をしてほしいと思います。し、そのための材料を提供できれば、と思います。」

「最後に、『公共性』の高い仕事に就こうとしている学生や実際ついておられる方々に中塚先生からメッセージをお願いします。」

「一つは度々申し上げている『論理的合理的』に考える人が増えて欲しいと思つています。」

そもそも公共政策をやろうとしているのであれば、どんなユニットにしろ、リーダーや会社や地域を引っ張ろうと考えておられる方々なので、その志は素晴らしいと思ひます。一方で『知に働けば角が立つ。情にさおさせば流される。とかくにこの世は窮屈だ』と夏目

漱石が書いたように、リーダーというのは窮屈なものです。日本では、人と違う事をしたり発言したりすると、煙たがれる事が多い。でも私はそれを恐れないのでほしいのです。

これだけのグローバル化している時代の中にあって、迅速な意思決定が求められているのですから、意見を堂々と闘わせて、最後はリーダーの責任で実行するようにしてかなければなりません。

もう一つは、公共性の高い仕事に携わる人は『世のため、人のため』に働くわけですが、それが自分のためにもなる様にしていてほしいですね。『世のため、人のため』に働いて自分は擦り減つてしまふのは高度成長期の典型ですが、今での滅私奉公ではなくて、これからリーダーは頑張る事で自分も良くなれる様にしていくつてほしいのです。やりがいや生きがいをどこに置くかということです。常に自分を磨くことを怠らず、それを模索しながら頑張つてほしいと思ひます。」

(文責 梨子田 太郎)

「温泉×エネルギー＝地域活性化？」

一般社団法人 小浜温泉エネルギー

筆者は、二〇一四年九月に京大で開かれた「再エネで地域とキヤリアをデザインする」というフォーラムに参加し、様々な再生可能エネルギー事業に第一線で携わられている方々にお会いした。その中で長崎県の小浜温泉を活用して発電で地域社会全体を活性化させようと奔走している山東晃大氏（一般社団法人小浜温泉エネルギー事務局・京都大学大学院経済学研究科博士後期課程）に出会った。今回の一回の『公共空間』の取材テーマが「水」であることから、「温泉発電」に着目し、他の編集員と共に長崎県小浜町へ飛び立つた。山東氏に小浜温泉の発電事業の過去・現在・未来を伺い、それがもたらす地域活性化の可能性についてインタビューを行つた。

まず、小浜町の温泉を利用した発電の仕組みについて教えて下さい。

「温泉の『熱』と『水』の温度差で発電する仕組みをバイナリー発電と言います。これを

どのような経緯で温泉発電事業が生まれたのですか？

「もともと小浜という町は昔から地熱資源に恵まれていました。小浜温泉の源泉温度が一〇五度、湯量が一万五〇〇〇トン／日、お風

回して発電します。その時の温度は、二五〇度以上にも達しますが、温泉は百度程度なので、今まで発電が難しいと言われています。しかし、バイナリー発電で、低温でも発電が可能になりました。まず源泉（一〇五度）を熱交換で真水の温水を作り、その温水を三十度で気化する代替フロンを熱します。すると、熱した油に水を注ぐとパチパチと勢いのある蒸気が生まれるように、代替フロンが気化する力を使つてタービンを回して発電します。発電に使つた蒸気は、水で冷やして液体に戻して再利用します。この温度差をうまく使って、発電するのがバイナリー発電です。」

筆者は、二〇一四年九月に京大で開かれた「再エネで地域とキヤリアをデザインする」というフォーラムに参加し、様々な再生可能エネルギー事業に第一線で携わっている方々にお会いした。その中で長崎県の小浜温泉を活用して発電で地域社会全体を活性化させようと奔走している山東晃大氏（一般社団法人小浜温泉エネルギー事務局・京都大学大学院経済学研究科博士後期課程）に出会つた。今回の一回の『公共空間』の取材テーマが「水」であることから、「温泉発電」に着目し、他の編集員と共に長崎県小浜町へ飛び立つた。山東氏に小浜温泉の発電事業の過去・現在・未来を伺い、それがもたらす地域活性化の可能性についてインタビューを行つた。

小浜の温泉を用いて行つています。バイナリーは、二つ系統から発電するという意味を指します。発電は通常、火力や原子力にしても燃料を燃やし、蒸気の圧力でタービンを

用のまま海に捨てられていきました。小浜の人たちは、昔からこの温泉を有効活用できないかと考えており、昭和三十年代には高い温泉熱を利用した製塩を行つておりました。ただ、輸入塩の解禁や、大潮で海岸沿いにあつた製造所が流されてしまつたことで塩の製造は終わつてしましました。また、製塩で温泉を無

計画に汲み出したことで当時の泉温は七十度台まで下がつたと言われており、温泉を有効活用したいが、温泉の枯渇や源泉温度の低下には慎重な地域でもありました。

今から三十年ほど前にNEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）が調査を始め、豊富な地熱資源が確認されました。当時は地熱発電の調査だけで終わりましたが、今から十年前（二〇〇四年）には小浜町とNEDOが中心になつて、小浜町内で地熱発電を行おうという計画が始まりました。しかし、行政主導で行われ、住民に対して計画に関する説明が事前にほとんどなかつた為、反対運動が起き、開発計画が頓挫してしまいました。」

呂に換算すると六万杯になり、人口十五万人いる島原半島全世帯のお風呂を毎日供給できるほど豊富な温泉が湧出する地域です。

しかし、この豊富な温泉の七割近くは未利

温泉発電の挫折の経験から、現在までどのような動きがあつたのですか。

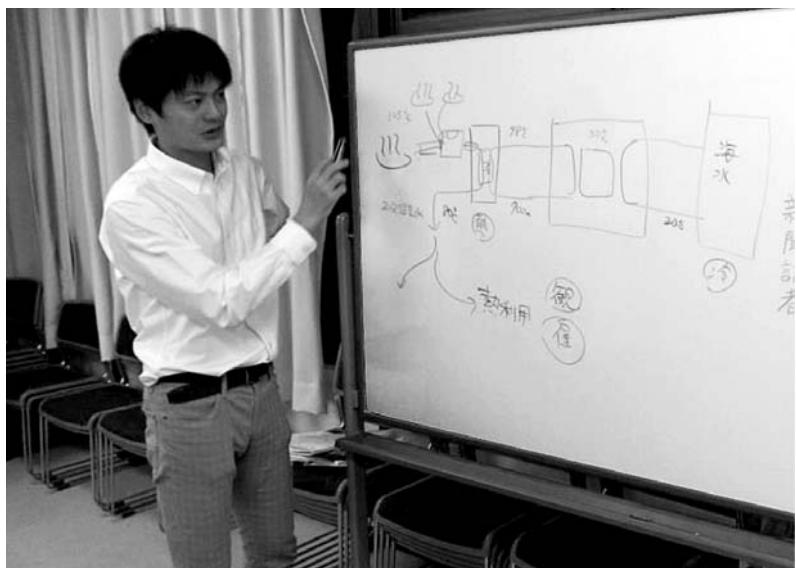
「二〇〇四～五年で地熱発電の火が消えてしましましたが、地熱資源が多いことは変わりありません。二〇〇七年から長崎大学の自然エネルギー研究会は何度か小浜に訪れ、二〇十一年には源泉所有者、温泉事業者、観光関係者を集めた地元主導の『小浜温泉エネルギー活用推進協議会』が立ち上りました。

そこで温泉を新しく掘る地熱発電ではなく、既存の温泉の未利用温泉熱を使ったバイナリー発電を進めていく方針が取られました。協議会のメンバーは以前地熱発電に反対していた人たちでしたが、既存の未利用温泉熱のみを使用することに合意し、定期的に協議を重ねた結果、積極的に温泉発電を推進する側に変わりました。その背景には、近年の観光客が減っている現状をどうにか打破し、地域全体を活性化しようという動きもあつたことが挙げられます。発電事業を行うには法人が必要なので、地元の人たちが中心となつて『一般社団法人小浜温泉エネルギー』が設立されました。そして、二〇十一年には環境省の温泉発電実証事業が始まりました。」

小浜町のバイナリー発電事業の現状を教えて下さい。

「発電所を建て、実証実験が始まつたのが、二〇十三年の四月で一年間データを取りました。計算上は、小浜のすべての温泉を発電に使った場合、一七〇〇キロワット級の発電で小浜町の電力をすべて賄えることになります。

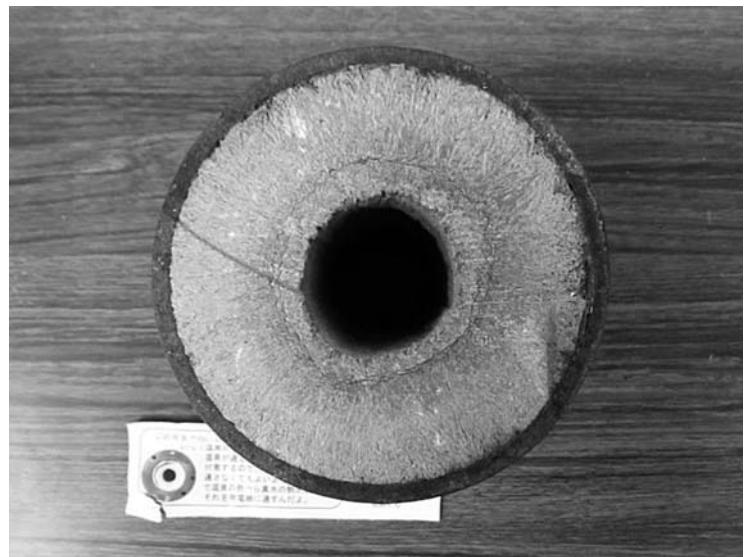
ただし、もちろん課題もあります。一番の問題として『湯の花』が挙げられます。湯の



編集委員にバイナリー発電の説明を行う山東氏

花は身体には優しいですが、精密機械にとつては非常に厄介です。バイナリー内に温泉を通すと、湯の花がパイプ内に付着してしまいます。これを除去するのに一回で三十～五十万円もかかり、多い所では二週間に一回も掃除をしなければなりません。現在は、湯の花をどのように効率よく除去するか、付着をいかに遅らせるかを、実証実験を通して模索している段階です。湯の花自体の発生メカニズムがあり解明されていない為、問題解決は難しいですが、小浜の温泉は全国の温泉でも湯の花が付きやすい性質であり、この問題が解決できれば全国の温泉にも波及でき、先駆けの事例を作れると確信しています。それ故、全国から注目を集めています。『小浜温泉ジオツア』という観察者向けのプログラムには、全国から一年間で二五〇〇人も訪れました。

もう一つの課題としては、熱交換器や冷却塔などの付帯設備がまだまだコスト高で、発電で元をとるには難しいことが挙げられます。今は、持続的に発電事業を行うための障壁を取り除くために実証実験を繰り返している段階であると言えます。」



パイプ内に付着してしまう「湯の花」

を秘めているところだと思っています。

バイナリー発電で用いられた源泉は発電後に七十五度で排出されます。発電では熱だけを利用したため、成分的には何も問題ありません。これを『二次温泉水』と呼んでおり、

様々な事業に応用できます。例えば、入浴用の温泉、養殖事業、植物園、ハウス農業などの案が現在検討されています。

養殖事業で言えば、バナメイ海老の養殖が案として挙がっています。日本の海老輸入の大半が東南アジア産です。しかし、冷凍バナメイ海老は、感染症の影響で去年一年間だけで値段が倍近く上がり、大量の添加物を使つていて安全性も心配です。日本では、新潟県の企業が唯一養殖を行っていますが、二

十八度の水温（バナメイ海老が一番効率よく育つ温度）で養殖する為、冬にはボイラーを稼働させ、外気温が寒い中水温を保つています。小浜の場合はこれを温泉熱で賄うことができ、競争力で勝つことができるのではないかと考えています。新鮮な海老ができたら、

また温泉という再生可能エネルギーはコミュニティの形成にも大いに役立っています。バイナリー発電を核に、まちづくり協議会を通じて旅館の人たちだけでなく、観光関係者、農業や漁業関係者、商業やシニアの方々など

と小浜温泉の地域活性化のために協働の場を設けました。この温泉というエネルギーをきっかけに、小浜のコミュニティがより強く結びついたと思っています。

ど政府も二次温泉水を用いた熱利用事業に対して、補助金を出すなど、自分たちの取り組みに追い風が吹いている状況です。」

温泉を発電に使うことは、まだまだ難しいのが現状なのでしょうか。

「もちろん発電事業だけでは、今のところ難しいのが現状ですが、湯の花やコストの問題を解決できれば、小浜が全国の先駆けになることができます。そのために、現在実証実験データをもとに発電所を改修しており、湯の花の改善を期待しています。それだけでなく、バイナリー発電事業の面白いところは、発電だけでなく、地域全体を活性化させる可能性

が現状なのでしょうか。

温泉を発電に使うことは、まだまだ難しいのが現状なのでしょうか。

温泉を発電に使うことは、まだまだ難しいのが現状なのでしょうか。

大切なことは、地域に眠っている温泉という未利用資源を発電事業だけでなく、養殖、農業、植物園などで熱利用を行い、観光客の増加と雇用の創出に結びつけて、地域全体の経済を活性化させることです。そうすること

温泉というエネルギーが地域活性化につながっているのですね。

「雲仙市は人口五万人ですが、雲仙市民は九州電力に毎年五十億円もの電気代を支払っています。小浜町内で発電して売電収入という形で、これまで九電に流出していた収益の一部を地元に還元することができれば地域経済が活性化すると考えています。

また温泉という再生可能エネルギーはコミュニティの形成にも大いに役立っています。バイナリー発電を核に、まちづくり協議会を通じて旅館の人たちだけでなく、観光関係者、農業や漁業関係者、商業やシニアの方々などと小浜温泉の地域活性化のために協働の場を設けました。この温泉というエネルギーをきっかけに、小浜のコミュニティがより強く結びついたと思っています。

大切なことは、地域に眠っている温泉という未利用資源を発電事業だけでなく、養殖、農業、植物園などで熱利用を行い、観光客の増加と雇用の創出に結びつけて、地域全体の経済を活性化させることです。そうすること

で、小浜温泉がより魅力的なまちに生まれ変わると確信しています。

そして小浜のまちづくりの基本方針は、地元住民中心で進めるが、積極的に外部からの人材・技術をオーブンに受け入れていくということです。内部・外部問わず、色んなバッタグラウンドを持つ人たちが集まることで化學反応が起きて、まち全体がより活気づくことを期待しています。実際、小浜温泉エネルギーの事務局の四人は、僕を含めて全員小浜以外の出身です。」

山東さんも出身とは関わりの無い長崎県で活動されていますが、地域活性化や公共政策に关心のある学生へメッセージをお願いします。

「私はもともと兵庫県西宮市出身で、九州とは縁もゆかりもありませんでした。たまたま小浜出身の友人がきっかけで移住することになりましたが、地方創生というテーマがいま流行りのようになりますまさに地方の時代です。是非学生の内に夏休みや春休みなどの長期休暇を利用して、一ヶ月でも地方に行つて住んでみて下さい。私も現在京大の博士課程に在籍していますが、住んでみると地方の様子が肌感覚で分かりますし、机で学ぶ百倍以上のこと学ぶことができます。公共

政策を学んでいる人たちは、地域に入ることで学んでいる分野が一番活かせるのではないかなと思います。頑張ってください。」

所感

取材を通じて、小浜町が温泉という地域資源を発電だけでなく、地域全体を発展させる鍵として活用し、小浜町全体が活き活きと動き出している「躍動感」を感じることができた。それを可能にしているのが、地元の様々な関係者だけでなく、外部からの新しい視点を持った「人材」である。地域社会が抱える課題の解決には、山東氏が指摘するように、机の上だけの勉強ではなく、自らが足を運んで行動できる人材がまさに必要である。読者に方々、本記事が再エネというエネルギーを用いた地域活性化のあり方だけでなく、現場に自らが行動していくことの重要性も同時に感じて頂けたら幸いである。

(文責 鈴木 悠)

一般社団法人 小浜温泉エネルギー

長崎県雲仙市小浜町に所在。小浜町の豊かな温泉資源を活かし、発電、観光客増加、雇用の創出などの地域活性化事業に取り組む。

平成23年5月に設立され、事務局員数は4人。平成25年度には全国から2500人の視察者が訪れた。



温泉熱を利用した「小浜温泉バイナリー発電所」

海に囲まれた日本

海運業界の果たす役割

「海フェエスタ京都」

今回、「水」というテーマの下、私は海に着目して取材を行った。今回は毎年開催されていいる「海フェエスタ」が京都で開催されるということで、京都の港湾都市である舞鶴市を訪れた。

「海フェエスタ」とは、海の恵みに感謝し、広く海に親しむことを目的に毎年全国の主な港湾都市で開催される、日本最大の「海の祭典」だ。海をより身近に感じてもらえるよう、様々なイベントが開催されている。参加するのは、海上自衛隊、海上保安庁を始め、海運業界（日本船主協会）、造船業界等、海に関係する団体であり、それぞれがブースを設けている。今回の取材を通して、貿易を下支えする海運業界の重要性を認識した。ここでは、海フェエスタでの取材を基に、外航海運及び内航海運の果たす役割を考えたいと思う。

日本と外航海運

日本は四方を海に囲まれており、石油や天然ガス等エネルギー資源の自給率はわずか四%に

すぎない。衣食住に必要な物資のほとんども、私たちは海外からの輸入に頼っている。輸入した原材料は、国内で消費されるだけでなく、優れた技術で様々な製品に加工され、海外にも輸出されている。輸入と輸出

という貿易によって日本の暮らしは成り立っているのだ。その日本の貿易量の九九・七%を支えているのが、海上輸送なのである。

例えば、産業の拠り所となる貴重な資源はどうやって運ばれるのだろうか。エネルギーや衣類・プラスチック製品の原料となる原油を運ぶのは原油タンカーだ。原油の輸入依存度は九九・六%にも及ぶ。タンカー一隻で運べる

原油の量はおよそ二七万トンで、日本で一日に消費される原油の約半分にあたる。また、火力発電所において必要とされる石炭は輸入依存度が一〇〇%であり、全てバルカーと呼ばれる船で輸入されている。原子力発電所の稼働が停止し、発電を主に火力発電に依存する現状においては特に欠かせないものとなつていて。クリーンなエネルギーとして重要視されている液化天然ガスは、LNG船で運ばれる。高度な技術と徹底した安全管理が要求される。この他にも、鉄鉱石や穀物等、私たちの生活を支える様々なものを船は運んでい

るのだ。

数多くの輸送ノウハウを築き上げてきた日本の海運は、外国間の輸送にもその活動フィールドを広げている。日本企業の海外進出に伴い、荷物を運ぶルートが拡大した。また、中国やインド等の新興国の急成長で、世界的に需要が増え、外国企業の荷物を運ぶ役割も、日本の船が引き受けるようになってきたのである。今や日本の海運は、世界中の港を行き来する三國間輸送を有力な軸として、更なる発展を遂げている。単に日本と世界を結ぶだけでなく、世界の国々の物流を支える重要な役割も担っている。

国内での役割

国内の物資輸送においても、船は大切な役割を担っている。船には陸上、航空輸送に比べ、一度に大量に運べる、コストが安い、環境にやさしい、といった大きなメリットがある。更に、移動にかかるエネルギー効率の良さから、石油製品や鉄等の産業基礎物資は、その八割以上が船で運ばれている。

暮らしに欠かせない食料品等の流通にも、船の輸送力が効果を發揮している。北海道で採れたタマネギやジャガイモは船とトラックを使って首都圏へ運ばれる。北海道産の牛乳や他の乳製

品も海上輸送を利用して首都圏へ運ばれている。新鮮な食料品が大量に安く供給される仕組みにも海上輸送は大きく貢献しているのである。



海フェスタ京都での各団体の展示の様子

環境への配慮

日本の海上輸送は、環境保全への取り組みに置いても時代の最先端を歩んでいる。代表的なものが、CO²等の温室効果ガス削減への取り組みだ。二〇一〇年、空気を船の底に送り込み、

泡の力で海水との摩擦を減らし、およそ六%のCO²削減効果を実現した外航商船が世界で初めて就航した。更に、二〇一二年には、太陽光発電設備を搭載し、港での停泊作業中に必要なエネルギーは、ソーラーパネルを使って船内で作り出した電力で賄う自動車船が登場した。

安全運航管理

安定的な物資輸送を実現するためには、徹底的な安全管理が不可欠だ。大手海運会社では、安全運航支援センターを設置し、運航管理を行っている。ここでは、より安全に船を運航するために必要な情報、例えば、天気の状況や危険な海域の情報等を、衛星通信設備を使って船に提供している。安全運航支援センターができたことにより、船と陸上のチームワークがより強力に発揮され、安全な航海ができ、荷主の貨物をより安全かつ確実に運ぶことができるようになつた。

近年、アラビア半島アデン湾付近で懸念される海賊の脅威に対しては、自衛隊の護衛艦や哨戒機等が監視警戒にあたり、官民一体となつて安全な航行が徹底されている。

東日本大震災における海上輸送

海上輸送ルートが、人々の暮らしを守る生

命線として使命を果たしたのが、東日本大震災のときだ。被災地に救援物資を届ける手段として、一度に大量に荷物を運べる船が大いに力を発揮した。日本の各海運会社は、震災直後に、カーフエリーで自衛隊の隊員や車両を運ぶ等、様々な船を活用して、無償で支援を続けた。

東日本大震災が発生したとき、原発事故の風評で、外国の海運会社の船の一部が日本の港へ入ることを見合わせるという事態も起きた。日本の海運会社は一致協力して、通常の海上輸送業務を続けるとともに、緊急時の人々の安全と安心のために、力を注いだのである。

おわりに

大量に、安全に、確実に、物資を運ぶ海上輸送の果たす役割を見てきた。総貿易量の九九・七%を担つていているという事実から分かるように、海上輸送が滞つてしまえば私たちの生活は立ち行かなくなる。普段の生活では目にする機会が少ない海運業界ではあるが、この記事を機会に興味、関心を持っていただければ幸いである。

(文責 中島 和博)

【参考資料】

日本船主協会HP (<http://www.jsanet.or.jp>)

神戸港の【国際競争力強化】と 【ウォーターフロント開発推進】と

—神戸市みなと総局職員に聞く—

まず、成本氏に神戸港の国際競争力強化についてお話を伺わせていただいた。

日本は島国であることもあり、物流・経済面

で海運・貿易港が重要な役割を果たしている。

その中でも神戸港は奈良時代に大輪田泊として整備されて以来、日本の主要国際貿易港としての地位を持ち、一九七三年から一九七八年まではコンテナ取扱数世界一を誇っていた。しかし近年、グローバル化や阪神淡路大震災の被災により、貨物総量が減少傾向にある。このような状況の中で、神戸港にはどのような課題があり、その課題に対応するための対応策がなされているのかを取材した。

しかし一九九五年の阪神淡路大震災で百分の近い港湾施設が被害を受け、その後年に一年近くを要しました。その期間の間、神戸港で取り扱いを行っていた貨物は大阪等の日本の別の港で取り扱われるようになりました。それと時期を同じくして、中国や韓国などの東アジアでは国策として港湾施設整備が進められてきました。これらの影響により、神戸港ではそれまで割合の大きかった欧米から東アジア向けのトランシッピング貨物¹の割合が半減し、現在では約六〇〇万トンを扱っていた震災以前の一%程度となってしまいました。

取材は神戸港に最先端で携わっていらっしゃる神戸市みなど総局技術部計画課職員の成本克彦氏・白波瀬浩司氏にお話を伺わせていただいた。

神戸港の現状はどうなっていますか。

「日本の国際物流の九九%以上は海運が占めている中で、神戸港は百年以上の歴史を通して、コンテナ、バルク、石炭等の工業製品・材料で輸出・輸入のバランスが取れた港でした。

また日本の貨物取扱数は回復しているものの、ほぼ横ばい状態であり、逆にほかの東アジアの大型港のフイーダー港²化している状況にあります。このような状況の中で神戸港は国際戦略港湾³として指定され、現在日本の貨物を神戸港から直接欧米に輸出しようとしています。

具体的な取り組みとしては、コンテナ部門では欧州危機などの世界経済の影響を受けやすい海運物流において、少しでも安定的に貨物を輸出入できる体制を目指しています。船社は燃料の高騰と効率化への志向、グローバル化の中で船舶を大型化することで、コンテナ一個当たりの輸送単価を落とすことを目指しています。船舶が大型化する中で港湾の施設がそれに対応できないと基幹航路上の港になり得ず、フィーダー港化するしかなくなるため、神戸港は戦略港湾政策の中で基幹航路上のコンテナターミナルとしての港湾機能の高規格化に取り組んできており、具体的には大水深化のために岸壁の水深の確保とガント

大型の本線が直接寄港する幹線の主要港から小型船に積み替えて別便で運ぶ支線上の港のこと。²

従来の特定重要港湾を廃止し、新たに港のランクとして京浜港が、西日本を支える港として阪神港が指定され、港の競争力強化の取り組みがなされている。

¹ 積荷港から荷卸港まで同一船舶で運搬されずに、途中港で積み替えられる荷物。

リークレーンの整備を行っています。コンテナ船が普及し始めた一九七〇年代には、一〇メートル程度の水深があれば基幹航路としても十分であったが、現在は水深を一六メートルになるように整備を行っています。

また阪神淡路大震災や近年の東日本大震災のような地震の被害により日本の物流が滞るのを防ぐため、高規格化と同時に耐震化を行っています。地震によって物流が止まってしまいます。リスクがある場合、企業はリスク分散のために海外移転を進め、コンテナ数減少の悪循環が進むからです。」

今後の課題にはどのようなことがありますか。

「国際競争力を維持していく中で前述の大型コンテナ船を受け入れられる施設を持つのは最低条件であり、それに加えて貨物をどうやって集めるのかが重要となってきます。」

西日本の貨物をどうやって集めるかにあたつては、トラック輸送、鉄道輸送、内航船という小型船の輸送等の様々な方法があるが、瀬戸内海は外洋でないので天候も安定しているためこの中でも内航船が適しており、この内航船による輸送を神戸港に集めることをソフト的な取り組みとして目指しています。西日本で生産した製品を神戸港、大阪港に集めて

輸出しようとしています。

今後の戦略を考えていく上では、今の国際競争力の流れ、特に東アジアの流れを見ていくことが必要です。もともとコンテナ船の取り扱いは日本が主流でした。当時は輸送量も少なく三〇年前では一船あたりに二〇フィート⁴のコンテナを二五〇〇個積める船舶が主流でした。しかしグローバル化に伴って東アジアの物流も活性化してきており、効率的な輸送を図るために大型化し、かつての三、四倍の大きさとなっていました。その一方で技術の発達もあり、必要な燃料はそれほど増えないため、各船社は船舶の大型化を行っています。もう一つ大きい要因としてパナマ運河とスエズ運河の存在があり、その通過できる大きさに合わせて船舶の大きさを選んでいることもあります。

また人件費が安いことやサプライチェーンの問題から、近年生産拠点が中国や東南アジアに移ってきていることも日本のコンテナ取り扱い数減少の要因ではないかと考えます。現状として、日本でどうやって物を作っているかが、港湾だけではなく産業政策全体として課題となっています」。

国と神戸市の役割分担はどうなっていますか。

「今回の戦略港湾政策は、国は神戸港を神戸市だけでなく西日本全体の産業を支える国際物流拠点として捉えており、政策的には方向性は同じなのでスムーズに協力関係が進んでいます。日本の産業競争力強化を支える港湾として、国及び神戸市、大阪市、港湾業界が協働で取り組んでいくべきであると考えます。」

次に、白波瀬氏に神戸港のウォーターフロント開発についてお話を伺わせていただいた。

ウォーターフロント開発の現状及び現在なされている取り組みはどのようなものですか。

「もともと港湾機能として使われてきた土地が、船舶の大型化等により沖合の埋立地へその機能が移った関係で、利用頻度が低くなつた土地を再開発しております。ポートアラジンランドでは、これまでコンテナバース⁵で使っていた土地において順次再開発を進めていき、神戸学院大学や兵庫医療大学を誘致しました。

JR貨物の駅があつたところも再開発し、ハーバーランドとして新たな商業施設を作り、現在ではumieやアンパンマンミュージアムで走っているトレーラーのコンテナがおよそ2フロイード。⁴
⁵ コンテナ専用船を停泊させ荷役などをを行うための、行内の所定の場所。

ムで賑わっています。

平成一七年の港湾計画改定でポートアライアンスから東側を物流ゾーン、西側を親水ゾーンとして棲み分けを行いました。また平成二三年には、都心ウォーターフロントの将来構想を策定し、それに基づいて空いた土地から順次再開発を進めています。

一般的に街中の再開発は民有地において行われることが多いですが、神戸市の都心ウォーターフロント場合は多くの土地が国有地となつており、国と調整しつつ開発を進めています。誘致については、国との調整が終わった土地から神戸市が条件を提示して事業者を募っています。複数の民間事業者が手を挙げた場合には競争入札の形となります。

神戸市では都心部開発の規制としては高さ規制があり、海から六甲山が見えるのを阻まないだけの高さであることが求められます。現状これについて問題は起きていません。」

ウォーターフロント開発について、国と神戸市との役割分担はどうなっていますか。

「ウォーターフロント開発については国とあまり関わりがありません。観光庁はイベント系がメインであり、基本的には地方が独自性を出して、主体的に行っています。国自身は

日本トータルとして考えてはいますが、具体的な役割は負いません。たとえば案内板を四か国語表記にしましようなどの旗振りはしますが、主体的に開発を行うのは地方です。」

最後に公共政策大学院の学生にメッセージをお願いします。

「最近の学生は海外をあまり見ていない人が多い傾向があります。国内も見るべきですが、時間のある学生のうちに海外の行政も見た上で入ってきてほしいと思います。いろいろなところを見てほしいです。」

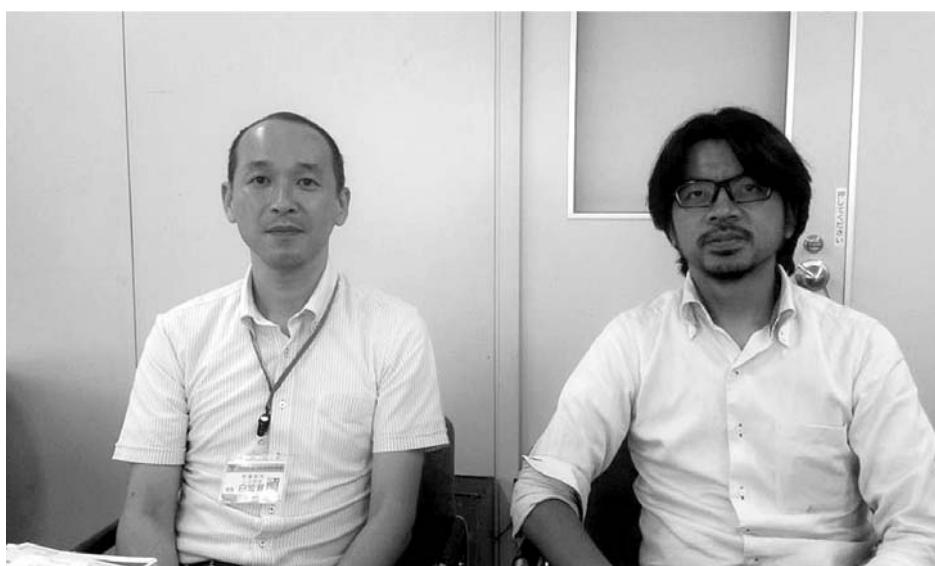
取材後記

今回の取材を通じて、神戸港の現状と課題を御紹介した。阪神淡路大震災が大きな転換点となつてコンテナ取扱数が大きく減少し、またハブ機能の喪失も起こっている。こうした状況改善のために大水深化等の事業を行われていることが分かった。またウォーターフロント開発では、商業圏による制約もある中で、主に海外の新規客層を取り入れるための事業が行われている。

今回は神戸港を取り上げたが、国際競争力・ウォーターフロントでの課題は他の港湾施設も抱えており、議論が必要だと考える。

今後神戸市だけでなく国や大学、民間企業など様々な主体が議論を重ねた上で協力しあい、神戸港を含めた日本の港湾施設全体の国際競争力が高まることが期待される。

(文責 佐々木 和政)



取材に応じてくださった白波瀬氏（写真左）と成本氏（写真右）

ホーチミン市の水道を改善するためには

**大阪市水道局 総務部 経営改革課
担当係長(ベトナム国水ビジネス展開担当) 長谷 啓氏**

日本では蛇口を捻ればいつでも飲める水が出てくることが当たり前だが、先進国でも多くの場合水道水は飲用ではない。途上国になると、水道から水がほとんど出ない時間も長く、そもそも水道自体が来ていない家もある。

日本では近年、東京都や横浜市など主体的に海外展開を進める自治体の水道局が現れ始めた。なかでも日本第二の経済圏を支える大阪市水道局は二〇〇九年にベトナム・ホーチミン市水道公社と技術協定を結んで以降、同市の水道の改善を目指して地域の民間事業者とともに調査、実験プラントの建設などに取り組んできた。

大阪市は水インフラの輸出へ向けどのような立ち位置にあるのか。ホーチミン市に実際に足を運び調査にもあたっている、大阪市水道局の長谷徹氏にお話をうかがった。

大阪市がホーチミン市での水道の改善を始めたのはどのようにきっかけがあつたのですか。

「きっかけは、二〇〇九年に大阪市が関経連

(関西経済連合会) のベトナム・ミッションに同行したことでした。ホーチミン市では市役所(人民委員会)の側から、水道で非常に困っていると相談を受けました。

話を伺ったところ、川の水を取り水、処理して配っていて、ほとんど平坦な地形だという点で、大阪市と非常に類似していることも分かりました。

大阪市水道局は以前から国際貢献の観点から、JICAの人材交流による技術支援に参加し、世界中の都市との間で職員の受け入れと派遣を行ってきました。しかし事業として国際展開を行うことになったのはホーチミン市が初めてです。

またホーチミン市と大阪市は、一九九七年からビジネスパートナー都市という関係にあります。経済界では企業どうしで、行政レベルでも経済関係の部局どうしでつながりがありました。大阪市水道局としても、市内の水道設備の更新と維持管理だけでは新しい技術を投入する発展的なものにはならないので、貢献だけでなく事業として国際展開をしたいという意向がありました。同年、こちらから支援を行っていくことが決まりました。」

ホーチミン市の水道はどういう状況にあるのでしょうか。

「現在のホーチミン市で使われている水道のベー

スは、人口一〇〇万人足らずだったベトナム戦争当時にアメリカの手によって造られた設備です。そのため、七〇〇～八〇〇万まで増えた現在の人口には設備が追いつかず、特に都市部で

「漏水が非常に多く、四〇%もあります。つまり、作った水の四割がどこかで漏れてしまう。結果として水も絶対量として不足し、また水圧が低くなるので断水が起ります。そういう所では朝晩・帰宅後シャワーを浴びたりする時間など、水の利用がピークになる時間帯に満足に水が出ません。直接水道管からの水圧で水を出せる家庭は浄水場に近い上流しかなく、ほとんどの家庭がタンクを設置して、水の利用が落ち着く夜中に水を溜めておきます。場合によっては強制的に水を引つ張つてくるポンプを(本当は禁止されていますが)設置している家庭もあります。

またホーチミン市では下水道も普及していないので、地下水が汚染されており、漏水の多い水道管と水圧の低下が相俟つて、水道管における水質汚染リスクも高くなっています。」

深刻な水圧不足が起ることになります。

浄水場は川の下流よりは水質を求めて中流や上流に造られるので、河口域に多い都市に水が届くまでに、水圧が低下していきます。浄水場は増設していても大口径の管路の布設が追いつかないために、結局水圧が落ちてしまう。従つて末端の住民に届く段階では、蛇口をひねってもなかなか水が出なくなります。」

今後どのような取り組みを通して改善を図つていくのでしょうか。

「我々は配水場という施設の設置を提案しています。配水場というのは、市域の需要が多い地域に作られる半地下や地下式のプールのような箱型の構造物で、溜めた水をポンプで外へ送り出すことで水圧を改善するものです。

では、需要が多い市域のエリアごとに配水場を設け、家庭に届ける方法をとっています。配水場だけ整備しても状況が全て改善するわけではありませんが、併せて必要な漏水改善、大型管路の整備、浄水場の拡張などを平行して進めることで、問題は解決していきます。

ホーチミン市の水道で現在一番問題なのは、水が出ないこと以上に、蛇口から出る水の塩素濃度が非常に低いことです。残留塩素が十分で、

消毒力がある安全な水を家庭の蛇口まで届けることが水道では重要です。塩素が残つていれば、手を洗うときに消毒ができる。水圧を改善して、場合によつては配水場施設を造れば、そこで塩素注入することができます。」

日本国内でどのようなところと協力関係を築いていますか。

「民間企業と協力してプロジェクトを組んでいます。東洋エンジニアリングとパナソニック環境エンジニアリング、コンサルタントとしてプラスイスウォーター・ハウスkeepingの三社と一緒に、計画、実行に取り組んでいます。

また、政府系機関の支援も受けています。二〇〇九年から二年間、NEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の支援を受け、配水場の実証実験を計画していました。ホーチミンで特定地域の数千世帯を対象にごく小さい配水場を建設して実際に運用し、サービス向上の実感と必要性の理解につなげるねらいでした。この支援は残念ながら期限切れ後に次のフェーズへ移行する認定をNEDOから得られませんでした。

国際展開を進める上で、日本勢としての強みはどうなところにあるでしょうか。

「技術面で言うと、一つは高度浄水処理。淀川では上流の京都で使つた下水が流れる河川の下流にあたる大阪で、水をおいしいといえるま

ホーチミン市では大阪市の競争相手ともなるよう、他に水道に参入しようとする主体はありますか。

「ホーチミン市は規模が大きく発展していることもあります。ベトナム内外から団体や企業が多く参加しています。世界銀行、アジア開発銀行、アメリカ政府、オランダ、フランスなど。これらの機関が資金の貸し付けや援助などを行っています。また水道事業者としてはフィリピンのマニラウォーターが漏水改善の契約を勝ち取っています。

これだけ参入しようとしている団体も多いのですが、ホーチミン市は足元を見てくるようになります。『オランダ人こういっているけど大阪はどう?』と言つてくるので、なかなか一筋縄ではいかない。例えば大阪市はJICAの支援で現地に特別目的会社を作つて事業展開を進める計画ですが、ホーチミン市には世銀から有利な条件で借りて自分たちでやると言われかねませんし、大変です。」

現在はJICAのPPPインフラ事業に採択され、配水場の設置と運営を計画する準備調査のために約一年間の支援を受けています。」

で処理ができる技術です。設備を導入して運用できる技術を持つている。途上国から『淀川の水でできても家の川の水は違うでしょう』と問われると若干辛いですが、大阪市は、需要がひとつ迫していた高度経済成長期に、水道事業を計画、整備、運用できたという経験に基づくノウハウを持つっています。

金をかけていられません。

もう一つ。ホーチミン市はベトナム戦争で一気に人口が減った後、若い世代が一気に増え、人口が増える一方でした。しかしこの若者も年

他に我々日本人が頑張らなくてはとベトナムで特に感じるのは、日本人が持つ誠実さ、真面目さに対する期待感です。誠実さで信頼を勝ち取り、我々の利益はほんの少しでいいが、あなた方の改善になるように頑張りますよという日本的な付き合い方も大事です。」

今後インフラの国際展開を進めていくうえでどういったことを留意していくべきか。

市インフラを海外に、東南アジアを中心に展開していくこうという国をも巻き込んだ動きがあります。しかしどの水準を目指すかというと、必ずしも東京や大阪のような水準ばかりではないでしょう。高コストなのは間違いないし、途上国の都市の体力や支払い能力にも限界があり、時間もかかる。ホーチミンではようやく地下鉄の工事が始まつたばかりで、道路もバイクで溢れている。他にも課題は多く、水道にばかりお



取材に応えてくださった
大阪市水道局 長谷氏

取材後記

取材を通じて二点が理解できた。一つは国際展開では官民連携が重要なことである。日本での水道事業は、運営のノウハウは地方自治体が、施設建設の技術は民間企業が持つ。両者が協力することによりソフト、ハード両面に強みを持つたインフラ輸出が可能になる。

もう一つは都市どうしの連携を通じて国際貢献の可能性が広がることだ。安全な水を安定的に届けられる力を日本の地方自治体は持っている。都市どうしの連携により一つ一つ支援を重ねることで、世界の都市の生活を豊かにできるはずだ。

大阪市水道局のような取り組みは、グローバル化のための国際展開と、アジアから向けられる強い期待に応えることを、同時に達成できる。日本は官民・都市の連携を強め、世界に質の高い水を届けていくことができる。

(文責 村野 宏通)

ボトルウォーターとコモンズの商品化

NPO法人AMネット 神田 浩史氏

具体的な話に入る前に、「淡水资源の現状」と「コモンズの概念」について、まずは簡単に説明をしておきたいと思う。

「水を飲まない」という人は極めて少数だろう。

そしてその水が、購入したボトル詰めの水であるという人も多いだろう。水を買うという行為が一般的になって久しく、現在では価格破壊ともいえるような安価な水から、海外産の少し高級な水まで、立派な商品としてのバリエーションを備えている。

しかし、よくよく考えてみればこれは妙な話だ。なぜならそれらの水は、自然に存在しているものに、ほんの少しのミネラルを加えたにすぎず、つまり元々は誰もが利用できるはずのものだからだ。いわゆる「コモンズ」というものである。現在世界的に見て、この「コモンズ」の商品化、サービス化が進んでいて、ボトルウォーターはその典型である。そしてこれが様々な問題を孕んでいる。

今回は、当たり前に買われているボトルウォーターの問題を知り、それらを通じて「コモンズ」の価値について考える契機としたい。取材では、NPO法人AMネットより、神田浩史氏に貴重なご意見を伺うことができた。

飲み水について—限られた淡水資源

日本にいるととりわけ、水も買えるし水道水も飲める恵まれた環境なので、この事実を意識することが少ないとと思う。しかしながら、地球全体の水の量でみると、そのまま飲める水の占める割合はかなり少ない。

ボトルウォーターや上水に使われているのは淡水であり、これは地球上の水資源の約3%しかない。しかもこの内約七割が北極や南極の氷であり、我々が利用できる池や川、地下水として存在しているのは〇・〇一%しかない。そしてそれですらすべてを飲み水に使えるわけではなく、生活用水や農業用水などでも使わなければならない。

コモンズについて—非所有の財

「コモンズ」という用語は、環境をはじめ、経済、法律、社会学、人類学、地域管理など多様な文脈で用いられている。その定義を簡潔に述べると、「利用と管理が共同で行われている資源」となる。今回のテーマである淡水資源の他に、山

林にある木々やキノコ類などは、その代表例といえるだろう。

ところで、我が国の民法にも、複数人が共同で所有管理する事を「共有」とし関係する規定が設けられている。この「共有」にかかる財産、いわば「共有財産」と、記事の中で扱う「コモンズ」

とは、少し意味合いを異にしている。水のような自然資源の場合、大きく違うのはそれが非所有の財だという事である。何かしら手続きを経て共同所有に至ったわけではなく、前法規的に存在する自然資源を、地域住民が伝統的、慣習的に利用管理してきたという背景がある。また、非所有であるので非独占であり、本来誰もが利用できる、オープンアクセスの財であることも、「コモンズ」の性質である。

さて、ここまで「淡水資源」「コモンズ」について述べた。ここからは、ボトルウォーターについて話を進めていこうと思う。

日本におけるボトルウォーターの消費について

ボトルウォーターの市場は、ヨーロッパやアメリカで広がり、日本ではこの十数年でようやく広がり始めたといった感じだ。生産量は現在清涼飲料品目全体で、炭酸飲料とコーヒー飲料に次ぐ第三位を誇り、緑茶、果実飲料などを大きく上回っている。そしてこの値は今後も伸び続けるだ

るうと予想されている。この理由として、震災以降防災用品としてのイメージが定着した側面もあるのだろうが、大きいのは水道水に対する漠然とした不安、不満である。上水道の衛生面の不安、カルキ独特の薬品臭さへの不満のほか、環境ホルモンの不安が喧伝された時代もあった。

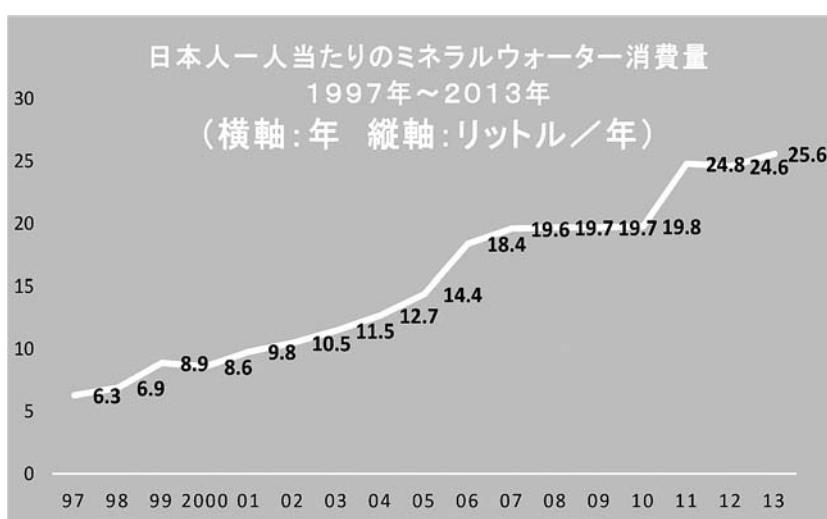
しかしこれらに対しても神田氏は次のように語る。

「水道水に対する不安や不満があるが、これはずいぶん時代が流れている。一部都市で水道水がすぐカルキ臭いといわれて、夏場なんかは飲めたものじゃないという不満があつたが、これはもう二〇年近くも前の話です。にも関わらず今でも、特に若い人たちは大半が、飲み水はペットボトルが当たり前と答える。それは、水道水なんか飲めないと親が言うからだそうです。それって学生さんが生まれるよりも昔の話じゃないのと思うけれど、親御の方にそういう認識がある。こうして過去の水道水不信の神話が信じられ続けて、ボトルウォーターが浸透し、子供のころから飲み水はペットボトルが当たり前という風に習慣づけられているのではないかと思う。水道局の努力があるのも、一度ボトルウォーターになじんだものを水道水に戻るという流れは出来ないのかなと痛感させられた。」

取水地への影響

自然由来のものを人為的に搾取するとなると、当然自然環境への影響が懸念される。この点で日本について神田氏に尋ねてみたところ

「周辺の環境に激甚な影響を与える事は、日本の場合少ないのでしょう。取水企業の配慮にしていると思う。企業は企業で良好な環境を使える



日本ミネラルウォーター協会発表統計より筆者作成

ことは重要で、その為に地域社会との接点、或いは地域環境の保全という形で還元していくようになると、「どちらにいってもいい。」としつつも、一方で、

「例えばサントリーや水環境を大切にしているイメージが広まり、それによって天王山の林相がうまく保たれていく、ということになつていけばいいのですが、残念ながらそこまで大規模に展開はされていない。こつちがダメになつたら別の場所で、という発想の企業もあるかもしれません。また企業が、自ら利用する目的の範囲内でのみ環境を保全していくても、それよりもっと広い範囲に対する影響にまでは流石に手が回らないのではないかと思う。例えば一〇年間で利益が出ればペイできるという試算を立てれば、保全もその期間そこの場所だけを考慮した狭い範囲のものにどどまってしまう。そう言つたところでは、行政であり、N P Oであり、もちろん地域の自治会なんかも含めた、多様なアクターによって参画されるようなメカニズムを作つていかなければならぬ。」とされた。

後のインドの例にも見られるように、アメリカやヨーロッパなどすでにボトルウォーター市場が成熟した世界をみれば、企業による過剰な取水が水位の低下、渇水、それによる水生生物の生態系が破壊されるなど、確実に環境汚染を引

き起こしている。

曖昧なルール——飲み水は誰のもの？

繰り返すが、ボトルウォーターとして売られている水はもともと自然に存在しているものだ。それを企業や個人といった単一の主体が独占的に利用できるのはどういうわけか。

実は日本には水利権について法的な枠組はなく、地下水や湧水の利権というものは、その土地の所有権と繋がっている。河川の水に関しては河川法により公共のものと定められているが、それ以外は土地の所有者のものという分かりにくいことになっている。また日本ではその山林の利用規制も厳格ではない。面積規定はあるものの、水源開発では面積規定にはからない事が多い。こういったルールのなさは、アメリカやヨーロッパでも類似している。

実際問題、NAFTAやWTOなどによる国際的な貿易制度は、水をはつきりと「サービス」「商品」として分類し、その輸出入の制限は不当な貿易規制と判断される可能性が高い。一方で水利用に関する国際条約は締結される動きも見られない。

北海道や和歌山の森林の地を、中国など海外の企業が買い占めると国内的には騒ぎになる。ただ、近年は外資と内資の差は少ないという事は、あまり意識されていない。土地所有と水利用がリンクする限りは、主体が誰であれ過剰なくみ上げによる公共利用や民生用水との衝突は懸念されると、神田氏は警鐘をならす。

「水の商品化が全く駄目だというものでもないと思うが、ルール無きままに進行していくとやは

り過剰が生まれます。日本でもルールが十分ではないから、水源地を企業が買うという事が出てくる。ましてや国際的なルールはありません。しかもTPPのような、市場主義を促進させるような条件が整つてしまふと、資本の力が住民の権利を上回ってしまう。元々の住民やコミュニティの資源を、彼ら彼ら自身が使えなくなってしまう。

そのような状態が進行していく事が一番怖い。利用と保全のルールがないのに、それに対する投資開発だけが進み、しかもそれを優先したルールが出来ていく流れになってしまっている事は危険だと思う。TPPそれ自体がボトルウォーターを規定するわけではないが、いつたん企業が水源として確保したところを、新たな規定で公共に解放させることが難しくなってしまう事は大いに考えらせる。」

この事件では、わずかに残る地下水の薬品混入など、安全性の低下も招いたことで、周辺住民はより苦境に立たされている。

コカ・コーラによる地下水の過剰採取がインドでもたらした問題である。インドのケララ州で操業を開始したコカ・コーラは操業を開始して以来一七ヘクタールの敷地内で一日一五〇万リットルも地下水を汲み上げていた。これにより周辺住民の利用していた井戸が干上がり、およそ二〇〇〇世帯が生活用水を失った。住民は水を求めて数キロも離れた水源に通わなければならなくなつた。これも地下水くみ上げのルールがインドではなく、企業のロビイングによって進出が促進された結果であり、安全な飲み水は外資のボトルウォーターを飲むしかないという状況が公共ではなく、外資自身によって作り出されたのである。同様のことが国内の他の州でも起つている。

この事件では、わずかに残る地下水の薬品混入など、安全性の低下も招いたことで、周辺住民はより苦境に立たされている。

水は「総有財産」である

「コモンズ」が、現在では利用者だけでなく管理者にとつても取引可能な財産としての見方が強まれば、過剰利用が進行し資源が消滅していく。農業用水や農地も市場原理で営利主体によつて管理をさせればいいというのが、主だった流れではないかと思う。しかし、水にしても本来は單一の主体に利用を帰属させられるものではなく、周

インドとコカ・コーラ

「ここまで水利用の話について、一つ大きな問題となっている例があるので紹介しておきたい。」

辺の関係者みながお互いのことを考えつつ利用していく性質のもののはずだ。

さらに、神田氏はこう述べる。

「水というのは『総有財産』なんです。簡単に言えば、切り分ける事が出来ない財産なんです。『共有』の場合は切り分けられるけれど、『総有』の場合はそれが出来ない。しかし、この事は利用する当人も認識していない。市場原理で動かせないものが多くあり、それらには意味があるという事を理解してほしい。」

神田氏より公共政策に携わる人々へ

最後に、取材にご協力いただいた神田氏よりメッセージを頂戴した。

「一つは、先人が築いてこられたものに対して敬意を持つてほしいという事。むかしのやり方は古臭いし非効率だという思い込みが多いと思うんです。しかしそれはその地域では合理性があります。しかし大事なんだという事が理解されていないと思う。僕なんかは山間や海、農村に行って話を聞く。そういう中で知り、そうすると一方で法律のできた背景を対置させてみると、上手く繋がってるなと思うことがあるんです。そういう背景を考慮せず、全く別の所からあるべき姿を持つてこられると、多分社会を破壊したり、根付かなかいと思うんです。」



取材に答えてくださった神田氏

取材後記

ボトルウォーターにまつわる問題について、インタービューを交えつつまとめてきた。我々が利用できる淡水資源は限られ、しかも今それらの管理が市場に委ねられようとしている。元々自然に在るもので自由に使えていた資源が、貧乏人にはアクセスできない財産に変わっていく。

今回取り上げたボトルウォーターは、淡水資源の利用としては実は一部に過ぎない。民営化された水道や農薬混入によって再利用できない農業用水など、淡水そのものの持続に関わる問題は、より広範でありより複雑である。もし今あなたの手元ボトルに入った水があるとしたら、それは何の犠牲も無しには手に入らないということを思い起こしていただけだと幸いである。

(文責 益田 彰拓)

NPO法人 AMネット

行きすぎたグローバル化の影の部分に目を向け、人と地域・自然とのバランスのとれた、豊かで持続可能な社会を目指し政策提言などを行っている団体

神田 浩史 (かんだひろし)

“嘶屋”として、地域づくり、国際協力、環境などについて全国を回る。AMネット理事ほか、多くのNPO等の役員を務める。同志社大学など全国8大学で非常勤講師も。

水産資源保護への取り組み

「海洋資源保全プロジェクト 「ブルーシーフードガイド」」

日本は魚食文化であり、これまで私たちは当たり前のように魚介類を消費してきた。しかし、魚介類は今や無限に存在するわけではない。ウナギやマグロなど、このままでは将来的に食べられなくなる日が来ることにどれだけの国民が気付いているだろうか。

こうした状況の中、アメリカのロックフェラー財団会長ご夫妻が設立した海洋自然保護NPO団体の日本支局「Sailors for the Sea Japan (セイラーズフォーザシーアメリカ支局)」は、海洋資源保全プロジェクト「ブルーシーフードガイド」を二〇一三年一〇月から実施している。このプロジェクトは、資源として豊富な「ブルー」の魚介類をリスト化したガイドを作成、ウェブページやレストランでの配布を行っている。また、ガイドに選出された魚介類を提供するレストランを、公式サイト「ブルーシーフードガイド」として認定している。

今回は、現在の日本の水産資源の状況や問題点、「ブルーシーフードガイド」の取り組み内容

水産資源の現状について教えて頂けますか。

について日本支局理事長の井植美奈子氏にお話を伺った。

「世界的な傾向なのですが、きちんと管理されている魚は回復していますが、漁獲規制が不十分な魚は減少しています。例えば、回遊性で管理が不十分であったマグロなどの大型魚は五十年前と比べて九十六%減っています。残りの四%を現在も乱獲している状態です。人間が海の生態系に与える影響は漁業だけではありません。地球温暖化によつて生息可能海域が変動しているということで、漁場が変わったり、生息できる魚種が変わったりすることもありますし、酸性雨も大きな問題となっています。海が酸性化するとクラゲが大量発生します。そうなると、クラゲはプランクトンを食べ尽くしてしまって、小魚の餌がなくなり、生態系が崩れます。様々な連鎖が多岐多様に起こっているのが現状です。日本でも同じぐらいの数字で、例えば下関漁港の水揚げ量は五十年間で九十六%減っていましたと、全体的に資源が減少していると認識されていますね。」

日本の水産資源保護の現状について教えてください。

「各地域では、現場の漁師さんが一番、資源が無くなっていることに危機感を抱いているのでも、それぞれの取り組みをしているところもありますが、行政の対応が不十分です。たつた七魚種しか漁獲枠が設定されていないうえに、先進国の中で日本だけはまだオリンピック方式を採用しているんですね。皆が一斉にスタートして獲りに行つて、たくさん獲れる人がたくさん獲つて帰つてくる方式なので、大きくなるまで魚が残らない。例えばクロマグロは水揚げ量の九割は未成魚です。そうすると、海の中で産卵できる魚がいなくなってしまいます。先進国、特にノルウェーなどのスカンジナビア諸国は資源管理がきちんとできているので、いつでも大きな魚が捕れます。

漁業先進国では、個別漁獲量割当 (IQ) またはITQ) と呼ばれる方式で魚を管理しています。個別漁獲量割当方式を採用すると、一隻が漁獲できる量が決められているので、それに従つて、一トンあたりの単価がより高い魚(すなわち大きな魚、成魚)を獲ろうとしますよね。それで値段がつかない小魚は皆見逃すようになります。そして漁獲量が管理されていく。日本は魚の奪い合いによって、漁場が荒れ果てていま

す。日本も個別漁獲量割当を早く導入しないといけないと、ブルーシーフードガイドを監修し

てくださっている三重大学の勝川俊雄博士をはじめ、科学者はいま必死に訴えています。やつと今年になつて、クロマグロの未成魚に対する漁獲量に上限が設定されましたが、漁獲が多かつた『十年前の漁獲量の半分』なので、実質的には今まで通り獲り続けることになります。産卵場でも獲り放題なので、クロマグロが回復することは思えません。まだまだこれからの課題が多いところですね。』

これからブルーシーフードガイドのプロジェクトについて詳しくお尋ねします。まず、資源として豊富な魚介類を「ブルー」とする判断基準はなんですか。

「アメリカのパッカード財団が率いるモントレーベイアクアリウムのプログラムに、シーフードウォッチというのがあり、それをお手本にしています。シーフードウォッチには、魚種、漁獲方法、海域に分けてそれぞれ研究チームがあり、そこのラボでしつかりと検証しているんです。その三つの条件を複合して『ブルー・資源として豊富』『イエロー・まだ消費できる』『レッド・漁獲、消費を控えるべき』の三色に分類しているのです。日本では漁法というのは誰も分からぬのです。水産庁も把握しておらず、データがありません。なので、私たちはこのシーフードウォッ

チをお手本にはしていますが、いま比較的枯渇していない魚種を『ブルー』と言っています。その判断の根拠は水産庁のデータ、各漁連のデータ、それからIUCN（国際自然保護連合）、WWF（公益財団法人世界自然保護基金）やグリーンピースなど、それぞれが出している独自のデータを全て総合し、最も厳しい基準値を採用しています。

なぜブルーシーフードガイドはブルーしかリスト化していないのでしょうか。

「まずはこれがムーブメントにならないといけないと思つたんです。ロケットスタートが第一目標だったので、そのためには、全ての軋轢があつてはならない、イエロー・レッドを発表することによって、反対勢力や業界団体、漁民の皆様にも迷惑がかかる部分が必ず出てくるわけです。しかし、私たちは圧力団体ではないので、それを望んでいるわけではないんです。私たちは教育団体なので、啓蒙ということを考えた時に、スマーズな方法はブルーのみをリスト化することにだつたんです。」

今後、ムーブメントが広がればイエロー・レッドも公表するのでしょうか。

「いや、私はこのままブルーだけでいけると思います。みんな賢いですから、ブルーがあるってことは、イエローとレッドってあるのか?という疑問が生じますし、何だろう?と自分たちの学習なんですよね。学習の機会を提供するのが私たちの役目で、そのあと個々の判断はグラデーションがあると思うんです。便宜的にレッド・



水産資源保護の大切さを語るセイラーズフォーザシー日本支局理事長の井植美奈子氏（右）。左は筆者＝芦屋市の関西オフィス

まだ豊富で枯渇していない魚の種類のみを公表しています。

イエロー・ブルーと言っていますが、例えばイエローとブルーの間にオレンジや緑があるじやないですか。自然界のものなので、毎年魚の状況は変わります。暫定的に今年は豊富だったけれども、来年は違つたり、豊富といつても、去年に比べたら豊富だけれども、長期的に見ると豊富とは言えなかつたりもするわけです。これらを全て説明するとなると科学的データの提示になつてしまふので、一般市民の関心を引きつけにくく。なので、シンプルにブルーだけというのは変わらないと思います。」

ブルーシーフードガイドに選出された魚介類を提供するレストランには、どのような所があるのでしようか。

「現在オフィシャルパートナーを募集しており、これからどんどん広げていきますが、第一号店はヨコハマグランドインターコンチネンタルホテルで、ホテル内全てのレストランのグランドメニューに採用しています。神戸オリエンタルホテルでも同じように採用していただいています。それから、お寿司屋さんなどいくつかのレストランがあります。規模の大小を問わず誰でもできるようになっています。インターネットやイベントに参加してくださった方から申込が可能です。」

サステナビリティパートナー認定時の一番の判断基準は提供しているメニューになりますか？

「メニューはもちろん見ますが、レッドリストに載っている魚を提供していたとしても、それが判断基準にはなりません。ハンドブックをお渡ししていく、それを読んでいただければ何が良くて何が良くないというのが自ずと分かるようになつていて、あとは自己責任と自己判断ですね。」

ブルーシーフードガイドは、企業に対するキヤンペーンでもありますが、一番大事なのは一般のユーザーの方たちです。一般市民に対する啓蒙活動なので、ブルーシーフードという考え方を知つてもらうべく、認定基準を緩やかにして、サステナビリティパートナーを増やすのが一番ですね。」

そもそも、どういった経緯でブルーシーフードガイドが発足したのでしようか。

「三年ほど前に、ロックフェラーゲ夫妻と成田山新勝寺を散歩したのですが、成田山はお魚を祭つているんです。魚河岸さんたちがお参りに行くお寺なのですが、そのお寺には魚のマークが色々なところにいっぱいしている。日本人はこんなに魚を大事にしているはずなのに、なぜマグロはいなくなり、うなぎも今後絶滅する話から、おそらくそういう教育ができるいい、知識がないからだねということになったのです。その時に、デイビッド氏が、自分のポケットからシーフードウォッチの小さいポケットガイドを取り出して見せてくれて、これが全ての始まりです。」

シーフードウォッチに、『ブルー』『イエロー』『レッド』と書いてあるのを見て、もう少し日本の現状に即したやり方はないかなということを考えついたのが、ブルーだけ、しかもレストランに置いてもらうというやり方なんです。レストランってちょっと楽しい思いをしに友達同士で行つたり家族で行つたりデートで行つたりしますよね。そういう楽しい中にこのコンセプトが登場てくる、デートをしている時に『ブルーシーフードを選ぼう、それってかつこいいわね』と思われるような流れを作つていきたいという思いがあります。」

「食べるな、と言うと反発はあります。ですかマグロやうなぎなど今まで食べてていたものが、保護が進むにつれて食べられなくなることを市民に理解してもらうのに、ハードルがあるのではないでしょうか。」

ら、食べるなとは言いません。これを食べたら？というおすすめなんです。例えばお寿司屋さんで、締めにマグロの手巻きを食べようかカツオにしてみようか、どちらにしようかという時にカツオを選ぶという選択肢なんです。カツオはブルー、マグロは言つていなければレッドであるということを認識していく、どちらにしようという時に選択できる知識を提供したい。無理があつてはいけないと思っています。一人がマグロではなくカツオを選んだだけで、単純計算をすると消費量は半分になるじゃないですか。実際、マグロが成魚になるまでに六年かかるのですが、六年間規制すれば増えるということが分かっています。地球規模で考えれば六年はものすごく短期であり、そんなに難しいことではないんです。このことに皆が気付くのを待っています。」

今後の目標を教えてください。

「一つの区切りは二〇一〇年です。オリンピックの年なんですが、オリンピックではロンドンもリオもMSC¹認証がスタンダードになっていました。これは、サステナブルな漁法で獲った魚に対して与えられるマークなんです。その漁法で

獲った魚でないとオリンピック村では使つてはいけないというのがロンドンにもリオにも適用されているのです。なので、日本も必ず言われると思います。その時に、ロンドンしてもリオにしても日本にしても、食生活、食文化が全く違うので、魚の種類とその数についてMSC側も自分たちだけでカバーできるとは思つていらっしゃらない。なので、二〇一〇年までに日本のスタンダードで、ブルーシーフードがオリンピック村に採用されるとすれば少なくとも私たちはバーバリアンではないよ、環境に優しい社会を目指しているんですけど世界にアピールできるチャンスです。」

△所感△

海は人間にとつて非常に大切な存在である。これまで人間は海の資源を活用し、文明を築いてきたが、同時にその資源を食いつぶし、いま先例のない危機が人類を脅かしている。今回の取材によつて、その危機に対する我々一人一人の責任意識の重要性を改めて確認できた。セイラーズフォーザーは米国ロックフェラー財団会長のディビッド・ロックフェラーJr.氏が設立した海洋環境保護教育を目的としたNPO法人です。日本支局は2013年に一般社団法人として登記されました。「次世代の子供たちに美しい地球を手渡すために」グローバルな視点で海洋環境の観点から地球環境の改善を提唱し、海洋環境保護教育に従事しています。活動拠点はニューヨーク、ニューポート、サンフランシスコ、ボルトガル、横浜、に置き、各国の首相、皇族、財閥のメンバーをはじめとした世界のリーダー達が活動に貢献しています。

日本での主な活動は、食育の観点から海洋保護を提唱する「ブルーシーフードガイド」の設立と普及、マリンスポーツに環境保護のレギュレーションを提唱する「クリーンレガッタ」、東北復興支援としてロックフェラー財団の窓口を務める「レジリエンスサポート」、子供たちの教育プログラム「KELP」などがあります。

(文責 高野 詩織、ノブル・ヴァレンタン)

¹ Marine Stewardship Council (海洋管理協議会)



「ブルー」のみをリスト化したガイドを手にする本誌編集委員長・筆者・井植美奈子氏(左から)=芦屋市の関西オフィス

津波対策の今を知る

—和歌山県を例に—

(一) はじめに

東日本大震災が発生してから、既に三年以上が経過した。その間、広島における豪雨災害などの新たな災害もあり、あの震災は人々の中では「過去のもの」となりつつあるように思われる。

その中で、あの時我々が学んだ津波の恐ろしさについても、次第に実感が伴わなくなってきているのではないだろうか。

しかし、津波の脅威は決して過去のものではない。それどころか、東日本大震災よりも悲惨な津波被害が、今後起こりうる可能性もある。

例えば、今後発生が予想される南海トラフ地震においては、震源が東日本大震災と比べてより陸地に近い。従って、例えば家屋の倒壊などで逃げることのできないままに、人々が津波に呑みこまれてしまうかもしれないのだ。

そのような中、我々の知らないところで、そういうした来るべき津波の脅威と日々向き合っている人や組織が数多く存在する。今回その例として、和歌山県庁を取り上げたい。

和歌山県は、今後¹南海トラフの地震や²中央構造線による地震などが想定されている。また、ご承知の通り海に面した県であり、津波対策が県政上の一つの課題となっている。そして、和歌山県庁が行う積極的な津波対策は、他の自治体の議員が視察に訪れたり、国土交通省や他の自治体の文書で紹介されたりするなど、先進的事例として注目を集めてきた。

今回はそうした対策の中でも特に、ソフト、ハードそれぞれの面から、次のものを紹介したい。まずはソフト面から、スマートフォン向け防災アプリと、和歌山地域づくり連絡会議を取り上げる。次にハード面からは、避難路確保に関する条例と、県道の拡幅について取りあげる。

本記事を通じて、津波対策やそれに携わる人々

の今について少しでも関心をもつて頂くとともに、あの時犠牲となつた方々へ、今一度思いをはせて頂ければ幸いである。

なお今回は、和歌山県庁総務部危機管理局総合防災課の中村吉良様、そして、同県土整備部河川・下水道局河川課の山本弘樹様よりお話を評価）が併せて表示されます。また全国避難所

筆者（以下、略）「これら二つの防災アプリの主な機能を教えて頂けますか。」

中村「まず、アプリ内の地図上で和歌山県内の避難先が表示されるようになつており、そこで表示される避難先には、安全レベル（三段階評価）が併せて表示されます。また全国避難所

伺つた。また、総合防災課の楠本良太様に、取材の場を設定して頂いた（以下、敬称略）。

(一) 防災アプリについて

和歌山県は災害に備えた情報伝達の多重化の試みを進めている。そして、³その取り組みの一環として、民間事業者と協働して、防災アプリを通じて避難先に関する情報提供を行つてている。

具体的には、ファーストメディア株式会社の「全国避難所ガイド」と、イサナドットネット株式会社の「逃げナビ～和歌山防災～」という二つのアプリで情報を提供する。

¹ 駿河湾から九州沖合の海底に伸びている、深い溝状の地形のこと。
² 西南日本のほぼ中央を縦断する断層帶のこと。和歌山県内は紀の川流域沿いに存在する。

³ なお、(一)で紹介したアプリの他に、ヤフーサービスを通じた県内避難先の情報提供や、災害時の重要な情報収集手段となるラジオの難聴取世帯の解消に向けた取り組み「ラジオ通じるプラン」といった取り組みなども行われている。

「防災わかやま」内「避難先と詳細情報提供のお知らせ」(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/01140/info/index6.html>) 参照。

ガイドには⁶ AR機能が付いていて、カメラを自分が見ている方向にかざすと、『この方向に、どの避難所がある』というのを、教えてくれるようになっています。』

「ハサウチしたアプリの提供は、どうして実現したのでしょうか。」

中村 「そもそもこれらのアプリは、我々が開発したものではありません。二つの事業所さんのご協力で開発されたのですが、それらの事業所さんが、日頃の和歌山県の取り組みを評価してくれていたのが大きいですね。」

「自治体が民間事業者とタッグを組んで提供するアプリと、一般の防災アプリとの違いは何でしょうか。」

中村 「自治体と協働して作成する場合、避難先

⁵ 和歌山県は全国に先駆けて従来の避難所の考え方を抜本的に改め、安全レベルで避難所を分類した。具体的には、津波からの避難所の場合、①緊急避難先レベル3は、浸水の危険性がない地域で、より標高が高く、より海岸から離れた安全な場所、②レベル2は、浸水予想近接地域で、レベル3の緊急避難先に避難する余裕がない場合の避難場所、③レベル1は、浸水の危険性がある地域で、時間的にレベル2、3の避難所に避難する余裕がない場合の避難所と位置付けられている。その他、風水害からの避難先に関する安全レベル別の分類も存在する。

に関する様々なデータを提供できる」とから、更新等がスムーズに行われます。例えば、避難先が追加された場合などは、緯度・経度や安全レベルのデータ等をすぐに更新できます。そういった点が違いますね。』



「全国避難所ガイド」(右)と「逃げナビ～和歌山防災～」の画面
(「防災わかやま」ホームページより)

「自治体と民間事業者でアプリを出すときの注意点には、どんなものがあるでしょうか。」

中村 「今ある以上の価値」を入れられるのか、というのがポイントだと思います。実際、話に来られる事業者さんもあるのですが、お話を聞く際にそういう所に気を付けています。

先ほど述べたように、今和歌山県が提供しているアプリも、県行政に対する事業者さんの理解があつて初めて実現しました。防災に関する県の取り組みを、事業者さんに日ごろからしっかりとした理解頂いているかが、重要だと思いますね。」

(三) 東海・東南海・南海3連動地震・津波に強い和歌山地域づくり連絡会議について

東日本大震災の後、⁷ 新法制定を踏まえ、地域づくり連絡会議が⁸ 全国で初めて発足したのが和歌山県である。

和歌山地域づくり連絡会議は、和歌山県内において将来起こりうる東海・東南海・南海3連動地震による津波に強い地域づくりを推進するため、近畿地方整備局企画部長、和歌山県県土整備部長、和歌山県内の各市町の長で、必要な事項について連絡調整するものである。なお連

⁶ 「AR」とは「Augmented Reality」の略で拡張現実のこと。拡張現実機能とは、カメラを使って映し出される映像上にさまざまな電子情報を重ね合わせて、現実の映像を「拡張」する技術を指す。

『ビジネス+IT』内記事「AR(拡張現実)とは何か?スマートフォン普及とともに注目集める新体験【2分間Q&A (63)】」(<http://www.sbbit.jp/article/cont1/20822>) 参照。

⁷ 「津波防災地域づくりに関する法律」の「」。

⁸ ただし、現在は和歌山県だけが行つてゐるのではない。

絡会議とは別に、連絡調整をより緊密にするための幹事会（各市町、近畿地方整備局、県の担当者などで構成。）も併せて置かれている。

「会議について簡単に教えて頂けますか。」

山本 「東日本大震災の発生を受けて、新しい法律が制定されました。その後、国土交通省の方から連絡調整の会議を策定してはどうか、との働きかけがあり、国、県、沿岸市町の首長をメンバーとして、二年前に発足しました。連絡会議はこれまで一回開催、担当者レベルの幹事会を計四回開催しており、担当者レベルで研鑽をはかつています。」

「会議ではどういったことが話し合われているのでしょうか。」

山本 「新法の制定を受けて、法律の考え方を話してもらい、法律を活用して、市町に津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）策定に取り組んでもらうよう周知することや国から新しい施策や先進事例について紹介をしてもいい、というのが主な内容です。」

多くの海岸などの管理は、県などの地方自治体が行っています。従って、津波対策でメインとなるのは、県や市町が行う対策です。法律で施策、メニューが書かれていますが、それを見

体的に説明して、自治体の施策の形成につなげていく、というのが会議の大きな役割です。」

「会議が設置されて、変わったといひのはどんなことがありますか。」

山本 「国の施策や考え方が情報共有できるようになりました。また、今後、自治体が国土交通省と施策を相談する機会としても役立っていくのではないかとも感じます。」

(四) 避難路の確保に関する条例について

和歌山県は全国に先駆けて、津波避難路の確保のために、避難路沿いの建築物の所有者に、私権の制限を課す（建物所有者への努力義務や知事による耐震改修等の勧告、命令等の措置を規定）。⁹ 条例を制定した。

「建物を所有している人にとっては、抵抗感も強いのです。」

山本 「木造住宅等の耐震改修には市町村の補助制度がありますが、改修費全てを補助するもの

¹⁰ 「災害対策基本法」に基づき、災害時の対策や、復旧など災害に係わる事務・業務に関して総合的に定めた計画のこと。

「コトバンク」内「地域防災計画」(<https://kotobank.jp/word/E5%9C%80%E5%9F%9F%E9%98%B2%E7%81%BD%E8%A8%88%E7%94%BB-672283#E3.83.87.E3.82.B8.E3.82.BF.E3.83.AB.E5.A4.A7.E8.BE.9E.E6.B3.89>)参照。

¹¹ 「耐震改修の促進に関する法律」の改正による。

⁹ 「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例」(平成二十四年和歌山県条例第四十五号・平成二十五年四月一日施行)のいふ。

震基準（昭和五十六年五月以前）の建物等の所有者に耐震診断及び耐震改修等を行う努力義務がかかります。また、特定避難路（¹⁰ 地域防災計画に位置付けられているもののうち特に重要なと認めるもので、市町村の提案を受けて県が指定する）沿いの建物については、耐震基準の遵守義務がかかり、必要に応じ、知事が耐震改修等を勧告・命令等の措置ができる条例です。今では国の法律にも¹¹ 同じような規定が設けられていますが、これは、和歌山県が率先した取り組みでした。」

震基準（昭和五十六年五月以前）の建物等の所有者に耐震診断及び耐震改修等を行う努力義務がかかります。また、特定避難路（¹⁰ 地域防災

ではありません。そういった意味では、確かに抵抗感はあるかもしれません、津波から逃げ切るために住民の理解と協力は不可欠であると思います。また、この条例は、所有者に著しく危険な状態の建物には、命令までするという強権的な部分もある一方で、将来的にも建物は適切に維持保全していただきたいという側面もあります。いわば『ゆるやかな誘導』もこの条例の大きな役割で、長いスパンでみた場合でも効果はあると考えています。」

強化する必要がある道路の幅員等についての規定がなされている。今後この条例により、災害時に車が停車されても、緊急車両が通行できるだけの幅員を有した道路や、道路の ¹² 法面などに津波時の避難用の通路を設けることが可能となる。

(六) 最後に

「公共政策大学院の学生に向けて、メッセージをお願いします。」

ります。いわば『ゆるやかな誘導』もこの条例の大きな役割で、長いスパンでみた場合でも効果はあると考えています。」

「災害が起こった時、ドライバーが車を乗り捨てても邪魔にならないようにしよう、ということですか。」

「避難路確保に関して、建物等で、空き家が多い、所有者がわかつても連絡が取れない場合はどうするのですか。」

山本 「それについて課題はあります。」
中村 「私権の制限って非常に難しいんですね。
例えばゴミ屋敷なんかの話でもそうですが。」

(五) 県道の拡幅について

地方分権の流れの中で、道路整備に関して地方自治体の裁量が増えたことから、和歌山県は津波等の大規模災害に対応できるような県道を整備しようとしている。具体的には、平成二十二年四月一日に施行された、「和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例」に、防災機能を

地方分権一括法の制定を受け、これに伴う道路法が改正されたことにより、県道の道路構造の基準については、設計車両、建築限界、橋・高架等の設計荷重を除き、県が条例で定めることになりました。そこで和歌山ではそれを活用して、防災に関する道路を今後整備するにあたって、津波から避難するための通路の設置や、災害時に自動車が停車された場合でも、緊急自動車が走行できるようにするための停車帯の設置

避難先の安全レベルの話とか、家具の固定事業者の登録を行う（事業者の経験などの基準を設けた上で県がリストを作成。施工の費用も記載。）取り組みなどは、¹³他の県がやつたことがないようなことです。政策立案、制度設計というのは、事務方のもつともやりがいある仕事だと思います。オリジナリティーという意識をもつて働きたいという人にとっては、非常にやりがい

を進めていこう、となつたわけです。

今後海岸線などの防災機能を強化する必要がある道路を広げていったり、新しく道路を作つたりするとき、県の裁量で広げられるようになります。

12
道路脇に切土や盛土によつて作られた傾斜地の斜面のこと。

但し、現在は他の地方自治体においても、避難所の安全性レベルの考え方が導入され始めており（北海道釧路市等）また、中央防災会議でも全国に推奨されている。

があるものではないでしょうか。もちろん、忙しいところもありますが。

公共的な分野で、制度設計を行うのは国だけではありません。地方自治体も大きな役割を担います。そういうことをやりたい人は、ぜひ和歌山県も就職先に考えてくださいね。（笑）

「ありがとうございました。」



取材に応じて下さった
(右から) 楠本さん、中村さん、山本さんと筆者

編集後記

以上、和歌山県で行われている津波対策で、先進的であるとして注目されている四つの対策について、県庁の方のお話を通して紹介した。

今回取り上げた対策はいずれも、和歌山県内のものである。しかし、今後こうした動きは、おそらく全国に広まつていくだろう。

また、和歌山県は本取材後にも、新たな試みをスタートさせている。具体的には、十月二十八日、¹⁴「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」として、津波避難困難地域の解消のための対策を公表した。

このプログラムでは、「東海・東南海・南海3連動地震（3連動地震）」及び「南海トラフ巨大地震（巨大地震）」の二つの地震について、津波の到達時間や津波の浸水域などを基に、各地域の避難経路なども考慮し、津波到達までに安全な避難先まで逃げ切れるかどうか詳細な検討を行っている。

対策として、3連動地震による津波避難困難地域は、①避難経路の詳細な設定・周知及び早期避難の徹底、②津波避難ビルの指定、③避難

路・避難階段の整備、④津波避難施設の整備、⑤堤防・護岸の整備等を優先的、緊急的に推進することで、今後十年間で津波避難困難地域の解消を進めること、また、津波避難困難地域以外の地域についても、経済被害を抑え、早期の復旧・復興につなげるための津波対策として、津波避難ビルの指定や避難路・避難施設の整備、公共施設の高台移転、港湾・漁港の堤防等の整備を、十年を目途に積極的に進める」とを明記している。

一方、巨大地震による津波避難困難地域は、まず、3連動地震の津波対策を実施し、その対策だけでは津波避難困難地域の解消が困難な地域については、高台移転や複合避難ビル等の整備等による地域改造も含め市町において住民と相談して検討を行うこととしている。

本記事を通じて、津波対策の最近の動向や、東日本大震災を受けて、行政の津波対策にどういった変化が生まれているのか、自治体として津波対策に取り組むにあたっては、今後どういったことを行なうのか、などといった点について、少しでも読者の方にお伝えできれば幸いである。

（文責 福島 雅博）

¹⁴ 和歌山県ホームページ内「和歌山県の津波避難困難地域」と津波対策について
(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/chiji/tunami/Index.html>) 参照

琵琶湖の水を守るということ

前滋賀県知事・びわこ成蹊スポーツ大学学長

嘉田 由紀子氏

「水」というテーマで我々の生活を振り返つてみると、欠かせないのが毎日の水道水である。我々が住んでいる京都において何気なく蛇口を捻れば出てくる安心・安全な飲み水は、日本一の面積と貯水量を誇る琵琶湖から来ている。この琵琶湖を長年研究し、その美しさを守るために第一線で活躍されて来られたのは、嘉田由紀子・びわこ成蹊スポーツ大学学長（前滋賀県知事）である。今回は、嘉田氏にインタビューをさせて頂き、琵琶湖を守りたいと思つた源泉、琵琶湖を守るための政策、今後公共政策を担う学生へのメッセージなどを伺つた。

まず、水について関心を持たれた理由をお聞かせ下さい。

「水についての関心よりも、まずは『人類の誕生』について興味がありました。高校時代に電気もガスも水道も無い、言わば人間の原点であるアフリカで人はどう生きているのだ

ろうという事に興味を持ち、大学時代はアフリカに行くために探検部の門を叩きました。

大学時代にスワヒリ語を勉強したり、アルバイトをしたりしながら、一人でアフリカに行く準備をしていました。一ドル三六〇円の時代ですから、簡単にビザが出なくて苦労しましたが、大学三回生の時にやっとアフリカに半年間滞在することができました。水の問題はそこから始まるのです。

訪れた村の一つが、タンザニア北部のマンゴーラ村でした。そこは、乾燥地帯で川が一本しかありません。人間も、家畜も、農作物を作るにも、すべてがその川の水を利用していました。まさに生きとし生けるものが、皆その川に依存する光景をまじまじと見ました。

それに加えて、遊牧民などは片道二時間くらい背中にひょうたんを背負つて、家族の飲み水を取りに行くこと。トウモロコシなどの農作物も雨が降らなければ枯れてしまい、飢餓が起きてしまうことなどをアフリカの現場で思い知らされました。そこから水と人間の関わり、環境との関わりを勉強しようと思うようになりました。」

そこから琵琶湖を研究するに至った経緯を教えて下さい。

「アフリカの経験から、水と人間との関わりや環境との関わりを勉強しようと思つたのですが、当時の日本にはまだそう言つた分野の研究は進んでいませんでした。一九七三年に大学を卒業し、大学院に進学を考えていたころに京大の農学部と米国のウイスコンシン大学が姉妹協定を結びました。そこで色々調べてみると『Ecosystem Approach To Social Change』という、社会変化はエコシステムでどう変わってきたのかを学べるプログラムが、ウイスコンシン大学の農学部・農村社会学の中にあります。私はもともと農学部在籍中に農業が人と自然、水の接点だと考えていましたから、ここに留学しようとしたのです。

留学してまず学んだことは、『自然は造物主であるキリストが造つたものである』という、キリスト教の『人間中心主義』でした。しかし、日本人というのは違います。自然是自然の中に神がいて、人間が創るものではないという教えがあります。この辺のキリスト教と仏教的な環境認識のような物、それから当時、自然は誰が所有するのかというので、ギャレット・ハーディンの『共有地（コモンズ）の悲

劇』を読んで、何か違うなと感じていました。羊飼いが草原をオープンにしておくと、皆が好き勝手に使い、草原がなくなってしまう。だから、囲い込んで私有地化しなければならないという論理です。私は、『コモンズが悲劇を生む』のではなくて、『コモンズでないことが悲劇を生む』と思うのです。日本の共有地というのは必ず使用制限というのがあります。好き勝手に羊を増やす出来るのは、共有地でないが故に起きる悲劇なのです。その発想が日本と米国では全く違うのですね。そのことを大学院の指導教官と議論をしていたら、水と土地と自然を五百年、千年も同じ場所で、持続的に耕し続けた文化は米国にも英國にもなく、日本にしかないと言わされました。そして米国で研究をするではなく、日本に戻つて研究をしなさいと言われ、一九七四年に琵琶湖周辺の調査を始めたのです。』

琵琶湖の研究と知事選に出られたことの関係性を教えて下さい。

「私が大学院で琵琶湖周辺の調査をしている中、一九七四年に武村正義氏が滋賀県知事選に出馬し、当時の琵琶湖開発の流れに反対を訴え当選しました。武村知事（当時）が、一九七四年に経済成長も大事だけど琵琶湖の環

境を悪化させてはいけない、という事を争点にして勝つわけです。これが滋賀の環境自治の始まりです。武村知事は、琵琶湖を保全する条例を制定するだけでなく、世界湖沼会議を開催し、琵琶湖研究所を作るなど、琵琶湖保全のための政策的礎を築いて頂きました。

その琵琶湖研究所が一九八一年に社会科学系の枠で研究員を募集し、そこに私が応募しました。環境の問題は、自然科学だけではなく、まさに先ほどの『所有の問題』であれば社会学です。また、キリスト教の自然観であれば哲学、思想史が必要とされます。私自身は社会学、人類学、思想、哲学から環境問題を研究していたので、幸いにも研究員として雇つて頂く運びになりました。その当時から、環境保全には自然科学的な考え方だけでなく、人間の認識、価値論を入れないとけないと思っています。

研究員として最初に始めたのが、徹底的な地域調査です。湖辺の集落調査の中で出会った高島市の知内という琵琶湖周辺の集落の中でも農業や水害に関する史料が豊富な村に何度も現地調査を行いました。そこで学んだことは、『水は良いところ取りができる』ということです。例えばこの知内村は川が多い集落なのです。川の多い村で、水を使うのは楽

だけど、時に洪水に苦しんでいます。水は利用できるのだけではなく、時には水害として命を奪うこともあります。つまり、治水や水質保全などは、一義的に科学的な側面のみから考えるのではなく、人と水との関係性を考え、タルで政策を打ち出す必要があるのです。私はそのことを『生活環境主義』と呼んでいます。



編集委員の質問に返答する嘉田学長

しかし、当行政機関で典型的だったのが、水質をBOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）を一ppmに抑えると、窒素、リンは〇.〇一ppmまでに抑える。大事なだけれど、部分でしかりません。確かに行政としては、『水が美しい』という主観的な調査は難しく、誰が測つても同じ数値になるという客觀性が求められます。ただし、地域の人たちの生活と環境の関わりを考えると『この水がきれい』といつても、透明度、におい、魚が生息しているか、ごみがないか等々、非常に多義的な意味になります。

つまり多様な視点があるのです。私は、琵琶湖研究を始めた時から、多義的な環境の意味と、科学的に計測できることとの両方からのアプローチが政策には必要だと徹底して主張していました。それが『生活環境主義』としてきました。湖の美しさ一つとっても、透明度が5m以上だつたら美しいと言えば、極端ですが青酸カリが入つても透明度は保たれます。ごみがたくさんあるといつても、例えば木の枝やヨシは今ではごみ扱いされていますが、昔は燃料として拾い集められていました。時代によつても、見る人によつても環境の意味は変わる。です

知事時代には、ダムに頼らない治水政策も実行されました。

「明治以降の河川政策は、水を計測することで、水を管理しようとしてきました。昔は水を一個（＝一立方尺）、二個と数え、河積計算をして河の中にこれだけの水を閉じ込められようにする、河を広げて堤防を高くして溢れないとする、という治水法が採られました。明治時代は、地域の人たちが堤防を治す、高くする、河を広げるなどの対策をしていました。同時に土地利用の工夫もしておりました。例えば、水の低い所に家を作らない、建物を嵩上げする、村の中心部に高台を作り、

から、公共政策というのはどこに基準を合わせるのかによつて、環境政策もどこに基準を合わせるのかによつて、評価が変わつてきます。それを、単一の指標による、近代科学の還元主義的な基準で政策を決めないでほしいという想いがあり、『生活環境主義』を掲げてきました。

しかし、このような想いを研究者の立場から政策に反映させるのは限界があると感じ、琵琶湖の環境を守り、人々を水害から守るには首長として手を挙げる必要があると思い、知事選に立候補しました。

ところが、それまで河川政策では、ダムを造つたらどんな洪水でも大丈夫だという『ダム神話』が通説でした。もちろんダムを作つたら一定程度安全なことは事実です。それによつて、政治家の集票装置化していたのも現実です。それ以上にダムを造るという事は、治水を住民の手から政治家や行政の手へと移すことに繋がります。水の自治が住民から離れると、大雨が降つても堤防の見回りをしなくていい、ダムがあるから安心だという意識になり、住民の避難する気持ちが薄れてしまします。さらにそれだけでなく、水害の危険性が高い川沿いに住宅や役所が建てられるよ

そこにお寺を建て避難場所にするなどです。

これらの土地利用の工夫で意外と明治・大正・昭和戦前まで、洪水で人は亡くなつていないです。今で言う『流域型』の水害対策を地

うにもなります。実際、昭和二十八年に由良川で大洪水があり、昭和三十六年に由良川上流で大野ダムが建設されました。ダムの効果があるのは中流までと計画書に書いてあつたのですが、現場にはまったく届かなく、福知山や大江町では高台にあつた役場をわざわざ川沿いに転居させてしてしまいました。その結果、二〇〇四年の洪水時に大江町役場が二階まで浸水する事態を招いたのです。このような事例が歴史を見るとたくさんあります。既存のダムは活用しますが、それに頼らず、水害の危険性のある地域にはそれをしつかりと伝えることが『流域治水』のポイントです。』

流域治水を推進する中で苦労された点はございましたか。

「流域治水を推進する中では、縦割りの行政機構にまず問題がありました。一級河川は県か国、普通河川は市か町に、下水道は下水道部局、農業用水は農政部局など。そもそも高さが低い土地は管理所管体がありませんでした。住民の立場に立つて、一級河川、下水道、農業排水などすべての水源を合わせた水害の危険性を示す必要があると思いました。すべての水源を一つにして、データ化し、見える化したもののが『地先の安全度マップ』です。」



取材場所の学長室からは、琵琶湖が一望できる。

が、反対は変わらず、結局条例を作るのに足掛け八年もかかりました。それは主に反対する人たちが自営業だったり、土地所有者だったりと、土地を売る立場の考えを中心に汲み取ってきたことに起因すると思います。これは完全に旧住民の意識と価値観です。新住民からすれば、土地や家を買うならあらかじめリスクを知らせてほしいと思うのが普通でしょう。住民の命を失わせないために、土地利用や避難体制、河川整備などの多重防護で水害を減災させる流域治水を知事として全力を注いできました。』

知事時代には、原発震災も起きました。琵琶湖近辺にも原発が立地していますが、どのようにお考えですか。

「水俣病などの公害に次いで、日本の歴史始まって以来の最悪の環境汚染が原発事故で引き起こされてしまったと感じました。福島第一原発付近の町では、『原子力—未来社会へのパスポート』のような看板が今でも無人の町に残っています。原発の補助金をもらっていない地域も被害を受け、今でなお避難が続いている。あまりにも刹那的です。福島の現状を目の当たりにして、次は我が身と思わない人はいないのではないか。二度と

同じ事故を起こしてはならない、起こしてしまえば国際的な信用がなくなってしまいます。琵琶湖を守る知事として、近畿圏一四五〇万人の水を供給する責任を担っている者として、原発から段階的に卒業する『卒原発』を主張しました。電気も大事ですが、人々の命の源である水との引き換えはできません。電源の代わりはありますが、琵琶湖の代わりはないのです。そのことを関西経済連合会のトップの人たちに会議等で訴えてきましたが、表向きには誰もサポートしてくれませんでした。会議が終わつた後に、『嘉田さんの言つていることは正しい』とある社長二人が言つてくれましたが、それで事故が起こつてしまつては元も子もありません。環境政策でも、琵琶湖の水質保全、治水政策でも、当事者・生活者目線になつて、地方行政のトップである首長が声を上げていくことが大切なのです。』

最後に学生へのメッセージをお願いします。

「学問の個別の分野は大切ですが、それを横串で束ねるような視点を持つことが大切です。私はT字型の人材になることが重要だと考えています。深く掘り下げる専門的な視点とそれを横に繋ぐような視点を持つ人材が行政では求められています。当事者・生活者の視点、

特に女性、若者、子どもたちの立場に立つて、研究や行政に携わつて欲しいと思います。期待しています、頑張つてください。」

所感

今回の取材では、嘉田学長に貴重なインタビューをさせて頂いた。嘉田氏が取材で強調されていたことは、徹底した「現場主義」である。嘉田氏は、研究者として琵琶湖周辺を自らの足で調査し、当事者・生活者との関わりを経たことにより、現場の問題を真に解決できる政策を数々実施されてこられた。

その上で重要なのは、「複合的な視点」である。環境政策にしろ、あらゆる公共政策は科学的な立証やアプローチを伴つた「客觀性」や「合理性」が必要不可欠である。しかし、科学的なアプローチで示された合理性の高い政策が必ずしも問題をストレートに解決するとは限らない。嘉田氏も指摘された通り、環境と生活との関わりのよう、ある種「主観的」、「多義的」な方法論も駆使し、横串を指して総合的に問題解決にあたる視点が重要であると言えるだろう。公共政策を担う者へのメッセージとして伝われば幸いである。

(文責 鈴木 悠)

嘉田 由紀子
(かだ ゆきこ)

1954年埼玉県生まれ。1981年に京都大学農学研究科博士後期課程を修了。琵琶湖研究所研究員、琵琶湖博物館学芸員、京都精華大学教授を経て、2006年から2014年までの8年間（2期）滋賀県知事を務める。

2014年10月からびわこ成蹊スポーツ大学学長を務める。



水俣工ツセイ

「複雑の中で生きる」

はじめに

二〇一一年三月一一日の東日本大震災と福島第一原発の事故から三年半以上が経ちました。京都に住んでいると、自ら求めていかない限り、被災地の情報が入ってくることは少なくなりました。しかし、復興は始まつたばかりであり、特に福島第一原発の周辺地域の未来は不確かなままのように見えます。

当事者でもない自分として何ができるか思案しているとき、福島と水俣の間で盛んに交流が行われていることを知りました。福島の被災者が水俣を訪れたり、水俣病関連の団体で福島をテーマとした講演が行われたりしているのです。

両者は、「公害」「補償」「社会の分断」「風評被害」などの点で共通項があり、過去の教訓を今後の政策に生かすことができるのではないかと考え、水俣に取材に行くことを決めました。

水俣に行く前までは、水俣病に関連する団体や資料館で水俣の教訓を福島にどう生かすか、というテーマについて話を伺えば良い記事にな

ると考えていました。しかし、実際に水俣に行き話を伺って、その一端に触れてみると、全くもって甘い考えだったと反省したのです。

論理的で整然とまとめることと、一人一人の当事者の文脈を踏まえつつ失礼のないようにまとめるなどを両立させることは、自分の技量ではとても不可能なことに思われました。

とはいって、私たち編集員が水俣で経験したことと共有することは大きな意味があると考え、レポートやインタビューという形ではなく、水俣を訪れた私個人のエッセイという形でまとめることに決めました。微力ではありますが、読者の皆様に、集約などとてもしきれない、その「複雑さ」を伝えたいと思います。

水俣とミナマタ

前日に長崎県雲仙市の小浜温泉エネルギーで取材を終えた公共空間の編集員の三人は、早朝七時に小浜を出発した。フェリーを二回乗り継いで、きれいな海岸線を伝つて天草諸島を縦断し、鹿児島県の阿久根市から北上して、水俣市に到着した。

水俣市の第一印象は、日本全国どこにでもある地方の小さな街だった。全国チーンの小売店と、海と山が隣接する美しい風景が混在するばかりで、水俣病の爪痕がすぐに飛び込んでく

ることはなかった。

私たちが最初に向かったのは、水俣病センター相思社が運営する「水俣病歴史考証館」である。街を横断する国道から折れてかなり奥に入った小高いところに歴史考証館はあった。私たちを出迎えてくれたのは、三〇歳前後の若い女性職員である永野さんだった。簡単ではあるが、わざわざ食事まで用意して歓迎して頂いた。

まず案内されたのは、相思社の歴史が詰まつたお仏壇であった。亡くなつた患者と並んで、実験で死んだ猫の位牌も祈りの対象となっていた。お仏壇で線香を上げて、水俣病がふつと近くに感じたのである。

永野さんは、相思社が結成された経緯、水俣病の歴史などについて、淡々とした口調ではあるものの、強い重みをもつて語つてくださいました。よく聞き手は話しやすいように相槌を打つべきというが、水俣病の話の重さを前にしたとき、軽々に「なるほど」と領くのは憚られた。私たちが事前に伝えていたことは、水俣病によって分断された市民の関係性をどうやって修復するか、ということであった。そうした目的を持つて、水俣では「もやいなおし」という取り組みがなされてきた。永野さんのお話を聞いて感じたことは、捻れた関係は幾重にも積み重なり、絡み合い、美しい「もやいなおし」のストーリー

は表面をなぞつた幻想でしかないということであつた。



相思社の水俣病歴史考証館

私たち「よそもの」であり、「観察者」である。よそのは、水俣のある一面を切り取つて、「ミナマタ」として認識する。もやいなおしを通じて私たちが聞きたかった話は、「ミナマタ」であつて水俣ではなかつたのである。

公害問題としての「ミナマタ」は、被害者である水俣病患者と、加害者であるチッソという対立点が明確に描かれる。日本全体が高度経済

成長の波に乗つていた時代の象徴がチッソであり、その犠牲者が水俣病患者だという歴史的背景が加わる。教科書に四大公害病として載るのはミナマタなのである。

水俣病の歴史

水俣病の初期の患者の多くは、水俣病が発生する以前、天草諸島より移住した漁民であつたと聞いた。不知火海でメチル水銀が生物濃縮された魚を多く食べる彼らで、症状が顕在化した。地域のお殿様的存在であるチッソに賠償を求めるることは、元々の住民と漁民の間に大きな溝を生むようなものとなつたのである。

水俣病が公害として全国的に報道されるようになってから、水俣出身の人たちは、水俣の外の社会から差別を受けることになる。穢れた特殊な存在として認識されたのかもしれない。外部からそうした差別を受けた水俣市民にとって、声高に水俣病を叫ぶ「患者たち」は、問題を增幅するような、邪魔な存在に映つたのも分かるような気がする。

しかし、水俣病の症状は漁民だけに留まらなくなくなる。自分は水俣病ではないと思い患者を差別していた人たちにも、症状が広がつていき、はつきりと割り切れない状態に進んでいく。水俣では、自分の家族や友達といった身近など

ころにチッソの職員がいて、水俣病の症状が現れる人がいるようになる。

症状が現れると一口に書いてしまつたが、簡単に判別できるものでは全くない。メチル水銀を原因とする神経疾患である水俣病は、その現れ方、程度ともに多岐にわたると聞く。母親の胎盤を通り抜ける胎児性水俣病も存在する。比較的軽度の場合には、他の病気と区別することが容易ではなく、症状を自覚したけれど、それが水俣病だと言いつづらい雰囲気があり、それが水俣病を苦しめることになった。

現在では、製造過程で無機水銀から副生されたメチル水銀が含まれる工場廃水が原因となつて、神経系の疾患が生じることが水俣病の見解として定まっている。

歴史を辿つてみたい。チッソが一九三二年に無機水銀を使用してアセトアルデヒドを製造はじめた。一九五〇年代で水俣病の存在が顕在化し、五六年にいわゆる公式確認されてから、六八年までチッソの工場廃水は不知火海に流れ続ける。なぜ六八年だったのか。科学的な見解が定まつたからなのか。同じ年、チッソは、従来の製造方法から、無機水銀を使用しない、新しい製造方法を確立して切り替えていた。

水俣病の「患者」には、認定患者と未認定患者がいる。未認定の中にも、申請して認定され

なかつた人、自分が水俣病だと認識していない人、水俣病の症状が出ていたが、自分や家族がチツソの職員であつたり、それまで差別していた経緯があつたりして敢えて申請しなかつた、できなかつた人もいる。

患者、被害者、認定基準、未認定患者、裁判、被害者手帳、救済、賠償金、見舞金、一時金、和解金：水俣病がこれまで辿ってきた経緯で使われてきた言葉たちだ。水俣に関わる一人一人にそれぞれの文脈があり、それぞれの人生がある。二十を越える裁判がある。チツソの態度や国の判断も一定ではない。立場により見え方が異なるから、「水俣病の概要」など言えるべくもない。

分かつたと言つてほしくない

「もやいなおし」は、こうした複雑に積み重なつた社会の分断を紡ぎなおそうという取り組みである。私たちがミナマタを観察したとき、それは「良い」とのように思える。しかし、水俣病に関わる一人一人の目線にたち、文脈を踏まえようとした時、それは必ずしも「良い」ことではなくなる。永野さんに水俣病の解決は何かと伺ったとき、それは「一人一人違う」という答えが返ってきた。ある人は怨みから解放されることであるし、ある人は一人間としての心あ



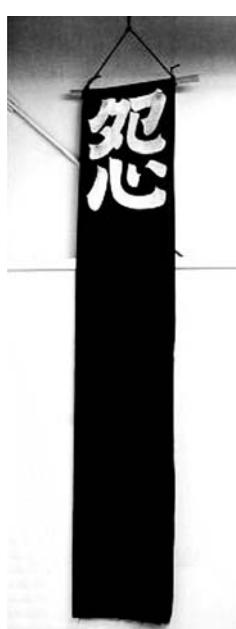
取材に答えてくださった、永野三智氏

水俣病の展示

永野さんの取材を終えた後、水俣病歴史考証館を見学した。歴史考証館の建物は、生業を失った漁民がなんとか収入を得ようとして作られたキノコ工場を改装したものだ。歴史考証館という名前には、水俣病が過去に終わった出来事ではなく、現在進行形のものだという意味が込められている。考証館は、チツソと闘つた人々の気持ちが痛いほど伝わってくるものが多く展示されている。中でも、真っ黒な旗幟に白く染め抜かれた「怨」の文字は、患者たちの思いが込み込んだ重さを静かに語っていた。

「簡単に分かつたと言つてほしくない」

ミナマタを見に来る私たちは、きれいな物語だけを見に来て、予想通りの「分かつた」を吐いて帰っていないだろうか。当事者でない私た



ちにとつて、水俣を「分かつた」などと言うことはできない。自分が全然分からぬ人間だということを認識することが、わざわざ時間を割いて頂いた永野さんの恩に報いる第一歩なのかもしれない。

考証館の次に訪れたのは、水俣病資料館だ。考証館が民間である相思社の施設であるのに対し、水俣病資料館は水俣市の施設である。

水俣病資料館は、チツソが廃水を流した水俣湾を埋め立てた「エコパーク水俣」の一角に位置する。資料館はコンクリート打ち放しの二階建ての近代的な建物で、水俣病にまつわる展示のみならず、環境教育・公害問題全般を学ぶことができる場所だ。

資料館は水俣病の長く膨大な事実関係が分かれやすく整理されている。前半の水俣病の被害を感じるような展示に始まり、少しづつ水俣病から立ち直っていく経緯が分かる展示になつているように感じた。ただ、プリンタで印字されたポップ体やゴシック体の印字が、水俣病を遠い存在のように感じさせられる一面もあるように思つたが、それは仕方がないことなのかもしれない。

水俣病資料館を見学した後、歩いてエコパークを散策した。エコパークは、資料館などの学びの施設に加えて、野球、ソフトボール、陸上、サッカー、テニス、グラウンド・ゴルフといったスポーツ施設、バラ園、日本庭園、道の駅などが併設された施設だ。海沿いには親水護岸が設けられ、水俣慰靈碑が建つ。波が打ち寄せる親水護岸は四五〇メートル超の遊歩道になつて

いて、一度は汚れた水俣の海が再生した象徴的存在だと思わせる。



エコパークの親水護岸

の新水俣駅を通り過ぎて、二時間車を走らせて熊本市に到着した。

熊本大学は広いキャンパスに木が生い茂り、そこかしこに学生の自転車が駐輪している様子が、どこか京都大学に似ている。熊大では、社会文化科学研究科准教授の石原明子先生にお会いした。石原先生は、紛争解決・平和構築学を専門にされていて、水俣や福島の再生にも尽力されている。

先生行きつけのコーヒーハウスで行った取材は、三時間を超えるほどで、ご多忙なところ熱く語つて頂き本当に有り難い経験となつた。

社会文化科学研究科は、京大公共と同じ専門職コースをもつ研究科である。先生がコース長をつとめる交渉紛争解決・組織経営専門職コースは、人事マネジメント、ADR(裁判外紛争解決手続)、医療事故、非行・いじめ、損保会社での加害者の代理交渉人、司法書士、政治などの、ありとあらゆる身の回りの紛争や葛藤に取り組む社会人が学ぶ大学院コースである。

紛争解決と平和構築学は対になつていて、紛争と平和の関係は、症状と健康の関係にも似ている、という。紛争はその背景にある社会構造や蓄積された人間関係が表出したものと捉え、根本的な原因を発見して変容させることで、平和な状態をつくることを目指す学問である。

石原先生は、研究者として紛争解決・平和構築学から福島や水俣を研究するだけでなく、福島の被災地の若手リーダーを水俣市に呼んで交流する「ふくしまの今×みなまた」という紛争変容支援プログラムや、授業の一貫で学生に水俣でのフィールドワークの機会を設けるといった実践的な活動を両立させている。



石原明子准教授

が全てを教えてくれた、と先生は語る。そのイカの刺し身は、それまで食べててきたイカと違つて、新鮮でコリコリしていて美味しかった。不知火海で採れた水俣のイカを食べたとき、水俣病でいかに豊かな水俣の自然やいのちが失われたか、それを生業にしていた漁師さんの生活、理屈でなく大切なものの意味を感じた。

イカの刺し身を出してくれた緒方さんは、元々チツソ相手に戦う患者の先頭に立つていたが、活動の最中に哲学的な変容が生じ、「私はチツソであった」という言葉を残した人だという。

鬨い続ける中で、普段自分が使っているものにチツソの製品が使われていることに気づいたり、自分がもしチツソの職員として生まれたらどのように行動をしていただろうかと考えたりしたと聞く。一方的にチツソを悪者とするのではなく、文明の問題として水俣病を捉え、人間の罪として反省する。緒方さんは、戦う構図ではなく、赦しながら、同じ問題が起きないようにするという運動に向かつていった。

怒りも赦しも強烈な水俣の経験が、石原先生の原点になっていることを知り、自分にはそんな感受性があるだろうか、人生を変えるような経験があつただろうかとふと考へる。

イカの刺身

一九歳のとき、東京で開催された水俣展に関わったのが石原先生の出発点だった。その準備で水俣に初めて行き、水俣病患者の一人である緒方正人さんの家に上がつたという。

寡黙な緒方さんが差し出したイカの刺身の味

水俣と福島

東日本大震災が起きた年の夏に被災地へ行つた石原先生は、福島で厳しい現実を見たという。福島では、原発事故の影響を巡つて夫と妻や親友との間で亀裂が生じたり、避難区域の線引きの問題があつたり、放射能汚染だけでも言葉にならない被害なのに、人間関係の分断も重なつてしまつたら、とんでもないことだと感じたという。石原先生は、それをきっかけに福島のコミュニティや家族の葛藤解決や分断解決の支援の仕事を取り組むことになる。

水俣を訪れた福島の被災地の人々は、複雑な状態に置かれている経験を共有しているために、どのような分断の状況におかれているのか説明せずとも、お互いに察し合えるという。「がんばってください」ではなく、「一緒にがんばろうね」と声をかけられる。

複雑系を受け止める

当事者でなく体験を共有していない私たちは、複雑に積み重なった問題から、各々に分析を加えて論点を抽出する。それに対して調べたり考へたりしたことに基づいて、解決策を提示する。解決策は問題ごとに切り分けられていて、その範囲では論理的に整合性がついているように思えるものばかりだ。

しかし、水俣や福島のような、複雑に積み重なった分断に身を置いている人にとっては、その解決策全てが自分にあてはまることがけれど、何かピントがずれているように感じられるのだろう。

そうした外部者が考える解決策は、「問題」

が発想の起点となっている。しかし、水俣や福島の複雑系においては、一人一人の文脈や置かれている状況を起点に考える必要があるのでは

ないかと感じる。

水俣病や原発事故に限らず、ある面では整合性がついているものの、違う面では矛盾や混乱をきたすような構造はますます増え、その二者あるいは複数の選択肢がトレードオフに陥るような状況が頻発している。こうした状況を回避し、より深いところにある紛争の原因を突き止めて解決することが、これから公共政策にとって非常に重要なことだと考えさせられる。

永野さんの「簡単に分かったと言われたくない」との言葉も、こうした複雑系を踏まえずに出した単純な答えは軽すぎるという意味なのだろうと感じる。

卑近な話で恐縮だが、似た感情を抱いた経験を思い出した。私はいわゆる限界集落で活動しているのだが、初めて集落に来た人に、軽々に六次産業化が大切だとか、田舎の友人がいてよ

く知っているだとか、獣害が大変ですよねとかと言わると、なぜだかとても不愉快な気分になることがあった。まだほんの一端に触れたに過ぎない自分ではあるし、謙虚な姿勢を忘れてはいけないが、そんな簡単に分かつた顔をされたくないと思ったのだろう。

合理性の幅

石原先生と話して最も学んだことは、合理性にも幅があるということだった。合理性は絶対的なものではなく、同じ物事であっても、どの部分に着目し、どこに価値付けるかによって、合理性には幅が生まれるという。

ドイツの社会学者ウルリヒ・ベックは、合理性には、科学的合理性と社会的合理性があると主張する。

「社会的な合理性によつて裏付けられていない科学的な合理性は無意味であり、科学的な合理性のない社会的な合理性は盲目なのである。」

違う次元においてお互いを非難しあい、どちらが正義だと争うことほど虚しいことはない。合理性にも幅があり、正義にも幅があるので思う。それぞれの文脈ごとに、合理性や正義があることを認め合うことが、複雑の中でも生きていくために必要な第一歩なのではないだろうか。

(文責 森 俊貴)

【教授論文】クリミア問題と国際法

京都大学公共政策大学院教授

浅田 正彦

クリミア問題の経緯

マレーシア航空機の撃墜やロシア軍の越境介入など、ウクライナをめぐる情勢は緊迫の度合いを増しており、ウクライナ問題に対する世界の耳目はクリミアからウクライナ東部へと移っているが、今般のウクライナ問題のそもそもその始まりはクリミア半島¹の帰属をめぐる争いにあつた。そこで本稿では、ロシアによるクリミア併合問題をどのように捉えることができるかについて国際法の観点から考えることにしたい。まず関連する主要な事実をクロノロジカルに述べておくと、次のようにある（いずれも一〇一四年）。

二月一一日 ウクライナ議会、ヤヌコビツ

¹ 本稿では、「クリミア」「クリミア問題」「クリミア共和国」と表現するが、いずれも基本的にセバストポリ市を含むものである。例えばクリミア独立宣言は、正式には「クリミア自治共和国およびセバストポリの独立宣言」である。

チ・ウクライナ大統領辞任要求を決議（賛成三二八、反対〇）。

二月二七日 アクシヨーノフ、クリミア自治共和国の新首相に就任。

三月一日 プーチン・ロシア大統領、クリミア新首相からの支援要請を受けて、

ロシア国民・同胞・ロシア軍要員を守るためにウクライナ領内におけるロシア軍の展開を許可するよう議会に要請し、議会が許可。

同日 ヤヌコビツチ大統領、プーチン大統領に対してもウクライナ人民保護のため武力行使を要請する書簡を送付。

三月一二日 クリミア議会、三月一六日の住民投票でロシアへの統合が決定された場合には独立する旨を宣言。

三月一五日 国連安保理、住民投票は無効でクリミアの地位変更の基礎とならないとする決議案をロシアの拒否権で否決（賛成一三、反対一（ロシア）、棄権一（中国））。

三月一六日 クリミアの住民投票、九七%がロシアへの編入を支持。

三月一七日 クリミア議会、正式に独立を宣言。ロシア、クリミア共和国を独立国家として承認。

三月一八日 ロシアとクリミア共和国、クリミア共和国のロシア連邦への加入に関する条約に署名（三月二一日／二〇日に

ロシア上下両院がそれぞれ同条約の批准承認）²。

三月二七日 国連総会、住民投票は無効で

クリミアの地位変更の基礎とならないとする決議を採択（賛成一〇〇、反対一一、棄権五八）。

自決権をめぐる国際法—ケベック分離事件に照らして

国連安保理でクリミア問題に関する決議案が審議された三月一五日の会合において、ロシアのチュルキン大使は、クリミア人民の自決権を繰り返し強調した。そこで、まず自決権の観点からこの問題について考える」としよう。

人民の自決は国連憲章第一条にも規定される国際法の基本原則の一つある。しかし、そ

² ただし、同条約は署名日から暫定適用されてくる。Treaty between the Russian Federation and the Republic of Crimea on the Acceptance of the Republic of Crimea into the Russian Federation and on Creation of New Federative Entities within the Russian Federation (unofficial translation), Article 10.

の内実については必ずしも明確でないといふがある。

一般的にいえば、自決権には大きく内的自決と外的自決があり、「内的自決」とは、人民が所属国家内部において自らの政治的地位を自由に決定し、経済的、社会的、文化的な発展を自由に追求する」ことを意味し、「外的自決」とは、独立その他領土の国際的地位の変更を伴う形でそのような自由を追求することを意味する。「外的自決」はそもそも植民地独立との関係で国際法上の権利として発展してきたが、それ以外の状況においても外的自決が認められるかについては争われてきた。この点に関する法状況を最も明確に示したと思われるのが、ケベックの分離に関する一九八八年のカナダ連邦最高裁の意見である（以下「ケベック意見」）。カナダ最高裁は、明らかに外的自決が認められる場合として、①植民地、②外国による征服・支配・搾取の場合を挙げ、その上で、③内的自決が妨げられている場合については、国際法として確立しているか不明であるが、いずれにせよケベックはそのような場合には当たらないと述べるに留まっている。³

救済的分離の法理

右の③の場合における外的自決は「救済的分離（Remedial secession）」とも呼ばれ、内的自決が否定されて他に手段がない場合には、最後の手段として分離も認められるとするものである。学説上、救済的分離の根拠は、一九七〇年の「友好関係宣言」に定められていてある。学説上、救済的分離の根拠は、一九七〇年の「友好関係宣言」に定められていてある。学説上、救済的分離の根拠は、一九七〇年の「友好関係宣言」に定められていてある。学説上、救済的分離の根拠は、一九七〇年の「友好関係宣言」に定められていてある。学説上、救済的分離の根拠は、一九七〇年の「友好関係宣言」に定められていてある。すなわち、自決権は「その領域に属するすべての人民を代表する政府を有する主権独立国の領土保全または政治的統一を全部または一部分割しもしくは毀損するいかなる行動をも承認しまたは奨励する」（傍点引用者）ものではないと規定し、一見相矛盾する自決権と領土保全原則との間の調和を図つている。これを反対解釈すれば、現行政府がそのような「すべての人民を代表する政府」でない場合には、主権独立国の領土保全を毀損する分離も認められる」となるというのである。

しかし、外的自決との関係で、コソボが該当しないとされる事態にクリミアが該当することは到底いえないようと思える。そしてまた、クリミアがウクライナ本国による武力攻撃やロシアはオイル・ガス・資源が潤い、分離主義の危険がなくないなどと判断して、二〇〇六年に領土保全重視から自決権重視（領土・勢力圏の拡大）に軸足を移したといわれる。裕田茂樹「ブータンの野望 ユーラシア同盟と世界新秩序」『外交』第二五卷（二〇一四年五月）二七一~二八頁。プーチン大統領は、二〇〇八年にボリショイ首相に対し、両国によるウクライナ分割を提案したといわれる。“Polish ex-Minister Quoted Saying Putin Offered to Divide Ukraine with Poland,” Reuters, 20 October 2014.

⁴ I.C.J., *Accordance with International Law of the Unilateral Declaration of Independence by the Provisional Institutions of Self-Government of Kosovo (Request for advisory opinion): Written Statement by the Russian Federation*, 16 April 2009, paras. 88, 98, 99. ロシアはオイル・ガス・資源

は、この点については諮問の範囲を超えるとして判断していないが、注目されるのは、ロシアが書面陳述において友好関係宣言の右規定に言及し、非植民地化後の世界では自決権は通常、内的自決によって充足されるのであり、外的自決は「本国によるあからさまな武力攻撃など、当該人民の存在そのものを脅かすような真に極端な事情」においてのみ認められるとの見解を示したうえで、コソボにそのような極端な事情はなかつたと主張したことである。

³ “Supreme Court of Canada: Reference re Secession of Quebec,” *International Legal Materials*, Vol. 37, No. 6 (November 1998), pp. 1372-1373, paras. 131-138.

その他人民の存在そのものを脅かすような状況に置かれていたのもまた明らかである。そもそも、クリミアは一九九六年のウクライナ憲法において特別に自治を与えられてきたのであり、友好関係宣言の反対解釈においても分離を認めるべき状況にあつたとはいえないようと思える。こうしてみてみると、クリミアは、ケベック意見が外的自決を認められる可能性のあるものとして列举した①②③のいずれにも該当しないといふことになる。

ロシアの武力行使・武力による威嚇—コソボ独立宣言事件に照らして

コソボ独立宣言事件のICJ勧告的意見は、クリミアの独立宣言にも引用されているし、プーチン大統領も「なぜコソボが許されてクリミアが許されないのか」としてコソボを引証して自らを正当化している。そこで次に、コソボ独立宣言事件の勧告的意見（以下「コソボ意見」）に照らしてクリミアの問題を考えることにしよう。

コソボ意見は、一方的独立宣言の合法性について、一方的独立宣言自体を一般的に禁止する国際法は存在しないとして国際法違反ではないとの結論を示しているが、過去に個別

の独立宣言との関連で安保理が非難決議を採択している事実が指摘されたことについて、次のように述べている。すなわち、それらの独立宣言の違法性は、「違法な武力行使その他の一般国際法とりわけ強行規範の著しい違反（egregious violations）と結びついていた」という事実から生じたと述べ⁵、「違法な武力行使等と結びつく場合には独立宣言そのものが違法となるとの見方を示唆した」。

クリミアの独立宣言に関連して、ロシアによる武力行使があつたか否かについては当初必ずしも明確でないところがあつたが、四月一七日のテレビ・インターネットにおいてプーチン大統領自身が、クリミアにおける住民投票の際にロシア軍がクリミアに展開していたことを認めた⁶。これは、プーチン大統領が三月一日に、ロシア国民・同胞・ロシア軍要員を守るため「ウクライナ領内におけるロシア軍の展開」を許可するようロシア議会に要請し、議会が許可を受けたものである。領域国の同意なくして行われる他

国の領域における軍隊の展開は、明らかに違法な武力の行使であるといわなければならぬ。だとすれば、右のコソボ意見に照らして、クリミアの独立宣言は違法であり、そのような独立を基礎としたロシアとクリミアとの併合条約も違法であるということになろう。

さらにいえば、そもそもクリミアの独立は、それ自体が目的ではなく、ロシアへの編入が合法的であるとの外観を示すための手段であつて、実体はウクライナの領土の一部のロシアへの編入である。それがウクライナの同意なく、武力による威嚇や武力の行使によつて行われたのであれば、友好関係宣言に定めるように、「武力による威嚇または武力の行使の結果としてのいかなる領土取得も、合法的なものとして承認されではならない」ということになる。

ロシアの正当化—ヤヌコビッチ大統領の要請と自国民保護

では、ロシアの武力行使が法的に正当化される可能性はないのか。ロシアは、議会に対するロシア軍展開の許可要請に関連して、クリミア自治共和国政府の新首相から支援の要請があつたことに言及している⁷。しかし、軍事介入は、一国内の自治当局からの要請で

⁵ I.C.J. Reports 2010, p. 437, para. 81.

⁶ Kathy Lally, "Putin's Remarks Raise Fears of Future Moves against Ukraine," *Washington Post*, 17 April 2014.

(特に中央政府の意に反する場合) 正当化する「」とはできない。やむないと、いつでも他国への軍事介入が許される「」ことにもなるからである。⁸ 「」の点は安保理においてアメリカも指摘したところである。⁹

その後ロシアは、「民主的かつ合法的に選出された」ヤヌコビッチ・ウクライナ大統領からの要請があるとして、安保理において三月一日付の同大統領からの要請書簡のコピーまで提示している¹⁰。「」これが真正のものであるとすれば、たとえロシアがクリミアにおいて武力を行使したとしても、国家間の合意に基づくものとして違法性が阻却される可能性がある。一〇〇一年に国連国際法委員会が作成した国家責任条文においても、「同意」は違法性阻却の第一の事由として掲げられており(第二〇〇条)、ウクライナの同意(要請)による武力の行使であれば、それに伴う違法性は阻却されるかも知れない(もつとも、内戦に

おいてはいずれの側からの要請であれ、外国の介入は認められないとの見解もある¹¹)。

問題は、要請書簡の発出に先立つてウクライナ議会がヤヌコビッチ大統領に辞任を要求する決議を採択していたことである。さらに複雑なのは、その決議は賛成三二八、反対〇で採択されているが、ウクライナ憲法上の大統領弾劾のための要件(第一二一条。議会定数(四五〇)の四分の三以上)を満たしていないとされることである。したがって、形式上弾劾は成立していない「」となる。しかし、辞任要求決議が反対ゼロの圧倒的多数で採択されたことのほか、大統領自身が国外に逃亡してしまっていることなどを総合的に勘案するならば、大統領としての正当性が失われ、事実上実権を失つてしまつた後に署名された武力行使要請の書簡に当然に違法性阻却の効果を認めるは困難であろう。

プーチン大統領の議会に対するロシア軍展開の許可要請は、ロシア国民、同胞、ロシア軍要員の保護を目的として掲げていた¹²。自

⁸ See *I.C.J. Reports 1986*, p. 126, para. 246.

⁹ UN Doc. S/PV.7125, 3 March 2014, p. 5.

¹⁰ Ibid., pp. 3-4.

¹¹ 中谷和弘「ロシアのクリミア編入と国際法」『論究ジヨリスム』第九号(一〇一四年春号) 一一一頁。

¹² UN Doc. S/PV.7124, op. cit., p. 5.

国民保護は、武力行使を正当化するために言及されることが少くない。しかし、その法的根拠との関係では、それが自衛権の行使であるとすれば、自国民への危害を自國への武力攻撃と同視できるかという問題があるし、自衛権の行使ではないとすれば、なぜ自国民保護のための武力行使が自衛権と並んで武力不行使原則の例外となるのか、根拠を示す必要がある。

やむにクリミアの場合には、ロシア軍の展開の主目的が同胞(ロシア系住民)の保護にあるとした場合に、そもそも自国民の保護といえるかの問題もある。ソ連崩壊時に独立した旧ソ連共和国では、すべての住民に新しい共和国の国籍が付与され、国籍の選択権は与えられなかつたとされるし、さらにウクライナにおいては、二重国籍も法律で禁止されているといわれる¹³。そうであれば、自国民保護のためとする武力行使の正当化が「国籍」を基礎としている限り、そもそもそのような主張でロシア系住民の保護を正当化する「」

はできなかつたといわねばならない。もつと
も、ロシアは一〇〇八年からクリミア住民に
パスポートを配布しはじめ、住民投票直前の
一〇一四年二月下旬には一四万三〇〇〇人も
のクリミア住民にロシアのパスポートを付与
したといわれる¹⁴。しかし、このような行為
（“Passportisation”とも呼ばれる）をもつて自國
民保護の武力行使が正当化されるとすれば、
武力不行使原則は有名無実と化すことになる
う。

住民投票の無効と憲法違反の独立の国際法上の 評価—ケベック分離事件に関連して

最後に、国連の安保理と総会の双方におい
て大きく取り上げられた三月一六日に実施の
クリミアにおける住民投票の意味について考
えてみよう。ロシアの拒否権で否決された国
連安理会決議案も、その後圧倒的多数（賛成
一〇〇、反対一一、棄権五八）で採択された
国連総会決議も、こずれも「住民投票は無効

(no validity) であつて、クリミアの地位を変
更する基礎となりえない」としている¹⁵。し
かし、無効であるとする根拠は示されていな
い。決議（案）が前文（別項）で、住民投票
はウクライナの授権したものではないことに
言及していることからは、ウクライナ憲法が
領土の変更は「国民」投票による（第七三一条）
としていることを根拠としているとも考えら
れる¹⁶。

もしそうであれば、憲法違反の住民投票の
結果としての領土の変更は無効であるとして
いることにもなるが、それは我々の国際法理
解とは異なる。先に掲げたケベック意見にお
いてカナダ連邦最高裁が明らかにしたように、
国際法は分離の権利を認めていないが、分離
を禁止してもいいのであって、手段の合法性
を問わず（つまり憲法違反であつても）国
際社会が政治的現実を承認するということは
ありうる。違法な手段による分離であつても
最終的に国際的な承認があれば、それによつ
て法的地位を獲得することがありうるのであ
る¹⁷。

まとめ

以上、自決権、救済的分離、大統領による
要請、自国民保護、国際的な承認など、様々
な側面からロシアによるクリミア併合問題を
検討してきた。いずれの観点からも、それが
国際法上合法であるとする根拠を見出すこと
は困難であった。しかし同時に、クリミアが
現在ロシアの支配下に置かれているのは事実
である。ケベック意見でカナダ最高裁が述べ
たように、国際法においては、違法な手段で
もたらされた事実であつても、国際的な承認
によつて法的な地位を獲得することが排除さ
れていない。そうであれば、あからさまな武
力を用いた併合を一貫して認めないという国
際社会の確固とした決意とその旨の意思表示

¹⁴ James A. Green, “The Annexation of Crimea: Russia, Passportisation and the Protection of Nationals Revisited,” *Journal on the Use of Force and International Law*, Vol. 1, No. 1 (2014), p. 8

¹⁵ UN Doc. S/2014/189, 15 March 2014, para. 5; UN Doc. A/RES/68/262, 27 March 2014, para. 5.

¹⁶ 三月一一日の「ウクライナに関するG7首脳声明」も、
クリミアの領土の地位に関する住民投票が「ウクライナ
憲法に直接違反する」として言及している。

¹⁷ “Supreme Court of Canada: Reference re Secession of Quebec,” op. cit., paras. 140-142, 146, 155.

18

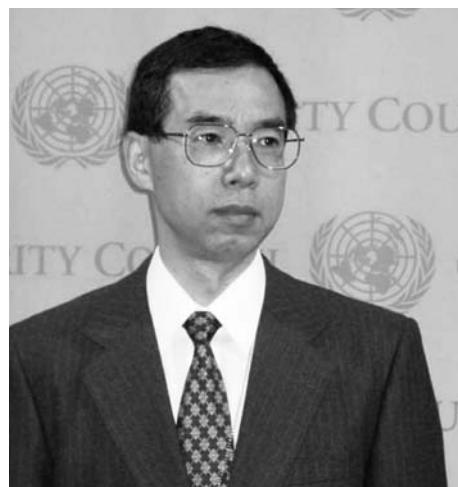
See Olivier Ribbelink, “State Succession and the Recognition of States and Governments,” in Jan Klabbers et al. (eds.),

が極めて重要であるということになろう。第二次世界大戦時の一九四〇年、バルト三国はソ連によって違法に併合されたが、西欧諸国はこれを一貫して認めてこなかつた。そして半世紀後の一九九一年、ECはバルト三国の主権と独立の「回復」を歓迎したのである¹⁸。

淺田 正彦

(あさだ まさひこ)

京都大学大学院法学研究科博士後期課程中退。岡山大学法学部助教授、教授を経て、1999年より現職。この間、外務省専門調査員、通産省化学会議会委員、防衛施設中央審議会委員、内閣府原子力委員会専門委員、外務省参与、科学技術庁参与、検証に関する国連事務総長諮問委員会委員、国連安保理北朝鮮制裁専門家パネル委員、国際法学会理事、世界法学会理事、日本軍縮学会会長、日本安全保障貿易学会会長などを歴任。編著書に『国際法（第2版）』（2013年）、『輸出管理』（2012年）など。



【学生投稿論文】

「プロスポートが地域にもたらすもの——」

Jリーグ・ガイナーレ鳥取を例に——」

公共政策大学院 八期生 門脇 康太

はじめに

プロスポートという文化が、近年、大都市だけでなく、急激な勢いで日本全体に広がってきており。プロ野球における北海道日本ハムや東北楽天の誕生や、サッカーJリーグ、バスケットボールbjリーグの誕生と急速な拡大などの動きを見ていると、その勢いも想像がつくであろう。

さて、このように近年急速に誕生しているプロスポーツチームは、地域にどのようなものを持たしているのだろうか。二〇二〇年の東京五輪開催を前にした今、改めて、自分たちの身近なところにあるプロスポートの価値を、一九九三年に発足したJリーグと、Jリーグに加盟しているチームの事例を検討することを通じて考えてみたい。

Jリーグとホームタウン

グは、一九九三年に加盟チーム数一〇チームで発足した。その後、急速にチーム数が増加し、リーグは三部制にまで拡大した。二〇一五年現在、加盟チームは五二チームにまで拡大している。

Jリーグは、日本のプロスポートにおいて初めて「ホームタウン」という概念を採用した。ホームタウンとは、単なるチームの本拠地や優先興業地域という意味ではない。『Jリーグ規約』において、「Jクラブはホームタウンにおいて、地域社会と一体となつたクラブ作り（社会貢献活動を含む）を行いながらサッカーをはじめとするスポーツの普及、振興に努めなければならない」と記されていることからも分かるように、ホームタウンとは、そのチームと地域社会が一体になり、スポーツを通じて地域を作り上げている街のことを言うのである。言い換えれば、Jリーグチームは地域と運命共同体にあると言つても過言ではないであろう。

このように、地域と一体となつたクラブ作りの推進を明言したJリーグは、全国各地で大きな支持を受け、Jリーグ加盟を希望するチームが急増した。Jリーグもこれらのチームの希望に応えて加盟チームの枠を徐々に増やしていく、現在のように全国各地にJリー

グチームが誕生したのである。

それでは、Jリーグチームは地域といかなる関係を築き、どのようなものをもたらしているのか。本稿では、筆者の出身地である鳥取県をホームタウンとしているJリーグチーム「ガイナーレ鳥取」の活動について記述することを通じて検討したい。

全国最少県の挑戦——ガイナーレ鳥取——

ガイナーレ鳥取は、二〇〇五年末にJリーグ加盟を目指すことを表明した。その後、長年のJFL¹での奮闘の末、二〇一〇年によくやくJFLで優勝してJリーグ加盟条件を満たし、二〇一一年にJ2参入²を果たすことができた。しかし、二〇一三年にJ2で最下位となつたため、二〇一四年からはJ3に降格して戦っている。有名な選手としては、かつて浦和レッズや日本代表で活躍し、「野人」の愛称で親しまれた岡野雅行がいる。岡野は、現役生活最後のチームとしてガイナーレを選び、二〇一三年の引退後はチームのフロント

¹ アマチュアサッカー最高峰の全国リーグ。Jリーグに加盟するには、まずはこのリーグで優秀な成績を収めなければならぬ。

² 当時Jリーグは2部制であり、現在のようにJ3はなかった。

に入り、現在はGM（ゼネラルマネージャー）を務めている。

ガイナーレのJリーグ参入は、人口が最も少ない県の挑戦として大きな注目を集めた。

一般的に言って、ホームタウンの人口や経済規模は、大きいほどチームにとっては有利である。その理由は、スポンサーや観客動員といった要因がチーム経営の面で有利になり易いためである。そのような中、ガイナーレは地域とどのような関係を築きながらJリーグに参入し、現在もJリーグの場で戦っているのか。地域内の様々なアクターとの関係を見ながら検討していきたい。

Jリーグチームと行政

Jリーグチームは、行政から何らかの形で支援を受けている。その支援の量は、一般的に経済規模の小さい地方になるほど大きい。

その理由としては、先述のように、地域の経済規模がチームの経営状況を大きく左右するためである。現在、Jリーグチームは平均して営業収益の約五割を広告料収入、約二割を観戦料収入に頼っている。このような状況下では、経済規模の小さい地方のクラブが行政の支援を求めるのも当然の帰結といえよう。

ガイナーレに対しても、行政は様々な支援

を行っている。まず、直接的な出資として、鳥取県は二〇〇七年に一〇〇〇万円の出資を、内四市と県が合計で五四〇〇万円の出資を行っている。ただし、Jリーグ参入以後、行政からの出資の動きは見られない。また、出資以外の金銭支援として、県はチームの遠征費及びチーム主催のサッカースクール運営費の半額補助を、鳥取市は試合開催時に観客を駅や駐車場からスタジアムに輸送するシャトルバス運行費用の半額補助を行うなど、様々な形での金銭支援が行われている。さらに、ハンド面の支援として、鳥取市はチームのホームスタジアムである市営サッカーフィールド³の大型映像装置や、チームの練習場やクラブハウスとして利用できる市営スポーツセンターの整備などを行つた。

これらの事実を見ると、ガイナーレは行政から多大なる支援を受けているチームであることが分かる。しかし、ガイナーレは単に行政から支援を受けるだけの存在ではない。行政と支え合っている存在にあるといえよう。

政にとってガイナーレとは、地域の情報を外部に発信する存在であるとともに、行政が施策を遂行する上での良きパートナーとなつている。実際に、鳥取県とガイナーレは、県の情報発信や地域の活性化を連携して行うこと目的とした包括連携協定を二〇一一年に締結している。具体的な事業としては、アウェイゲームにおいて相手チームのスタジアムに県のPRブースを設置する事業や、最近のユニークな事業として、全国のサッカーファンに高い知名度を誇る岡野GMを、「鳥取県代表監督」なる架空のポストに任命し、岡野氏が県内の観光名所や名物をサッカー選手に見立てて紹介する内容の観光誘致動画を作るといった事業がある。

これらの事実を見ていくと、行政はJリーグチームを地域の「シンボル」とみなして有効活用するとともに、チームの経営に対する支援を行つており、また、チームも支援を受けることによって、チームの運営環境やスターの観戦環境の向上などを図つているといえる。すなわち、両者は互いに共存を目指し、支え合っている存在にあるといえよう。

Jリーグチームと地域経済

Jリーグチームは地域の一つの事業者であ

³ 2013年までは全ホームゲームを開催。2014年は、一部の試合を米子市の「チュウブYAJINスタジアム」において行つた。

る以上、地域経済に何らかの効果をもたらす存在であることは言うまでもない。それでは、Jリーグチームは実際に地域経游にどのような効果をもたらしているのか。

二〇一三年に鳥取市が発表したところによると、ガイナーレが二〇一三年に鳥取県内にもたらした経済波及効果は約八億八〇〇万円、そのうち、ホームスタジアムのある鳥取市にもたらした効果は約八億三〇〇万円だという。ここから、Jリーグチームがもたらす地域経済への効果は、主としてホームゲームの開催時に発生することが推測される。

それでは、ホームゲームの開催を通じて、地域においてどのような経済活動が行われているのか。一つは、スタジアムにおける消費が考えられる。スタジアムで観客が行う消費活動は、チケットの購入だけではない。スタジアムにおいては、飲食店の屋台やグッズの売店が出ている。ガイナーレにおいては、飲食店の屋台群を「G's deli」と称して展開し、県内の飲食店約一〇店が年間を通じて出店しているが（下写真）、地元産の食材や地元の名物料理などを含めた多様な商品展開を行つているほか、チームが主導して店舗共通の企画を毎試合のように行つており、飲食物販売を大きく盛り上げている。実際に、ホームゲー



G's deli

ムでは毎試合非常に賑わっており、ネット上のスタジアム評価サイトなどでも、「G's deli」の評判はアウエイサポーターから非常に高い。ところで今、アウエイサポーターといふ言葉が出てきた。アウエイサポーターとは、ホームゲームにおける相手チームを応援するためにスタジアムにやってくるサポーターのことであるが、彼らも、地域経済にとつては重要な存在である。人口減少社会を踏まえ、近年、各自治体は観光政策に力を入れているが、その中には、スポーツツーリズム、すなわちスポーツを活用した観光というものも含まれ、

アウエイサポーターはその担い手として期待されうる。特に、鳥取県においては、観光入込客数が全国の都道府県の中でも最下位クラスであることから、ガイナーレの試合に来るアウエイサポーターは、貴重な観光客でもある。実際に、二〇一一年一一月に行われたFC東京との試合では、FC東京がこの試合で勝利すればJ2優勝が決まる環境だったこともあり、約一五〇〇人のアウエイサポーターが鳥取を訪問した。東京発の航空便や県内の宿泊施設は満員になり、一試合での経済波及効果は約三九〇〇万円にも及んだという記録がある。このように、ガイナーレは客単価の高い県外からの観光客を一定程度集めることができるのである。

さらに、ホームゲーム外の所でもガイナーレは地域経済に影響をもたらしている。二〇一四年に、ガイナーレはチーム強化のための募金プロジェクトを行つた。このプロジェクトの特徴として、一定額の寄付をしたら、県産の海産物が寄付者に対して贈られるという点がある。これは、岡野GMが県内の水産業者にチームへの支援を要請した時に、「ふるさと納税」をヒントにして生まれたアイデアであつたが、このプロジェクトはネット上で大きく話題になり、最終的に約二六〇〇万円の

募金が集まつた。つまり、ガイナーレを通じて地域の地場産品が県外に発信されたとともに、一定程度の経済効果ももたらされたのである。

ここまで述べてきたことから、Jリーグチームの存在は、地域住民による一定の消費を生み出すだけでなく、地域外の人々による地域内での消費をもたらす、地場産品を地域外に発信する存在となるなど、地域経済にとって貴重な存在であるといえる。

Jリーグチームとスポーツ振興

Jリーグチームが地域経済に大きな効果をもたらしていることは先述した。しかし、Jリーグチームが地域にもたらす効果の中には、経済面以外のものも多く存在している。本章では、経済面以外でのチームと地域のかかわりについて、先述のJリーグ規約にも記されている、サッカーを含むスポーツ振興という側面を中心として見ていく。

Jリーグチームは、様々な形のスポーツ振興活動を行つてている。サッカーに関しては、

⁴ ただし、小中学生年代については、チームを設置しなくとも、同年代向けのサッカースクールの開講をもつて代替することが認められている。

各チームに小中高各年代別のアカデミーチーム⁴の設置が義務付けられている。これらのチームは、将来のトップチーム選手を育成するための機関という側面もあるが、地域におけるサッカーの競技レベルを上げ、振興につなげる効果も有しているといえる。ガイナーレも高校生・中学生年代のチームを保有しているが、チームは優秀な指導者の下で県内トップ級の実力を誇つており、県内のサッカーの競技レベルの向上に資するとともに、都市部ほど恵まれていなかつた青少年のサッカーの競技環境を整えることにも貢献している。

サッカー以外の面でのスポーツ振興の取り組み状況は、チームによつて異なる。そこで、ガイナーレは他チームには見られない取り組みを行つてている。その名も「復活！公園遊び」と呼ばれる活動であり、チームのホームタウン活動の目玉となつていて。この活動は、アマチュア時代の二〇〇三年から行われており、当時は選手たちが地域の公民館や小学校などを巡回して、子どもたちと鬼ごっこやドッジボールなどの体を使つた遊びを行うことで、スポーツの楽しさを伝える活動を行つていた。現在は、選手ではなく普及スタッフ⁵が主に担当し、自ら巡回するだけではなく、地域からの開催依頼も受ける形で活動してい



チュウブYAJINスタジアム

る。

さらに、ガイナーレは、上述のようなスポーツの場の提供や技術の指導だけでなく、ハンド面の整備まで自ら取り組み始めた。二〇一〇年に、ガイナーレは日本初の「市民募金によるスタジアム」を米子市に建設するというプロジェクトを立ち上げた。募金集めは難航し、現在でも目標金額には達していないが、

⁵ チーム主催のサッカースクールのコーチなど。ガイナーレの元選手が多い。

企業からの協賛金や金融機関の融資を基に資金を調達し、二〇一二年一月に「チュウブYAJINスタジアム」（写真）が完成した。

スタジアムは現在、主にチームの練習拠点や試合会場として活用されているが、スタジアムの横に整備した芝生広場は、小学生のサッカー大会や市民のグラウンドゴルフ会場などとして活用されており、市民がスポーツを行う場を提供できている。

ここまで記述から、Jリーグチームは単に地域でプロサッカーの興行を行うだけではなく、チームが創意工夫を凝らし、サッカーを含めた様々なスポーツを行う機会を市民に提供する役割も担つており、地域のスポーツ振興の旗振り役となつていてと言えるだろう。

本稿は、Jリーグチームと地域の関係、チームが地域にもたらす効果を明らかにした。より幅広く、深い分析を行いたかったが、紙面の都合上分析は以上にとどまる。最後に、本稿を執筆する動機を筆者にもたらしてくれた、ガイナーレへのエールを述べさせていただきたい。

地域にガイナーレという存在があることで、様々な効果が地域にもたらされていると筆者

は考えている。ここまで述べてきた経済効果やスポーツ振興効果だけでなく、地域の中でのつながりももたらしうる存在なのである。実際に、Jリーグが二〇一三年に行つたスタジアム観戦者調査によると、ガイナーレの試合観戦者の平均同伴者数は、浦和レッズに続いて多い三・七人であった。この事実から、鳥取県においては、ガイナーレの試合を「みなで見に行く」文化ができている、すなわち、ガイナーレを懸け橋として、友人や家族、地域の人々とのつながりが強化されていると言えるのではなかろうか。このようなつながりは簡単には生み出すことができない。まさに、地域の財産であると言えよう。

ガイナーレは、Jリーグ参入後成績が低迷している。プロである以上、成績が第一に問われることは仕方がない。それゆえ、インターネットの掲示板などではチームへの批判の声、あるいは、行政がチームを支援することを批判する声がみられる。

しかし、ガイナーレは地域にさまざまなものもたらし続けている。地域において、ガイナーレに代替しうる存在を発掘することは決して容易なことではないだろう。ならば、チームを応援し、支え続けていくことが、地域にとつて最もよい選択肢なのではないか。

たとえチームが弱くとも、ガイナーレという存在そのものが地域にとつての貴重な財産なのだから。

がんばれ、ガイナーレ！

門脇 康太

(かどわき こうた)

京大公共政策大学院8期生。鳥取県米子市出身。幼少時より運動が苦手であったが、スポーツ観戦には強い関心を抱き、中学生時代の2004年からガイナーレ鳥取のサポーターに。サポーターとしてチームの勝利を強く願いつつ、たとえ勝てない日々が続いても、チームがある限り一生応援していくたいと考えている。夢は、ガイナーレがJ1で優勝する姿を自分の目で見ること。



【卒業生は今】

「これから公民連携のあり方とは」

京都大学公共政策大学院二期生 松村 勉氏

悪く言えばよろず屋、良く言えば、民の立場から社会問題の解決に携わる『公民連携総合サービス』をしています。

もともとグローバルトゥエンティワンも、今から三〇年前の

大学生時代に設立していた学生企画サークルを起業させたものです。最初の内は、キヤンパスネットワークや若年層向けセールスプロモーションの仕事をしていました。後に、廣告・企画等から自治体向けにシフトさせていくことを決め、法人化しました。

そこから地方自治体の政策実現に携わり、全国の市町村の観光資源の調査、政策提言、

学生時代のサークル活動から一般企業に就職せず、起業をしようと思った理由は何ですか。

「学生時代にキヤンパスネットワークやテレビ番組のプロデュース等を行っていたことが、単純にとても楽しかったことがあります。

ただ、色々な提案を行政や企業にしていましたが、学生だから意見が中々聞いてもらえないことに苛立ちがありました。だつたら起業して、やりたいことをやってやると思ったのが源泉ですね。それに、当時は高度成長時代も終わり、過去の方程式のままに生きていくことではダメだと感じていましたし、新しい道を開拓したいという想いで起業を決意しました。二〇歳前半という若さにも関わらずJTBグループが出資してくれたのもラッキーでした。」

『公共空間』では毎号、「卒業生は今」と題し、本大学院を修了した卒業生にインタビューを行い、現在のお仕事、当時の大学院の様子、現役学生へのメッセージ等をお伺いしている。今回は、本大学院二期生、当時社会人学生として入学された松村勉氏にお話を伺った。松村氏は現在、株式会社グローバルトゥエンティワンとその関連会社八社の代表取締役、沖縄県宜野湾市政策参与、京都大学公共政策大学院非常勤講師（公民連携論）など多種多様な業務に携わられている。事業を通じて社会的な課題の解決に携わっている実務家として、これからも公連携のあり方や学生へのメッセージなどを伺った。

現在、携わられている事業について簡単に教えて下さい。

「現在は、グローバルトゥエンティワンという会社が母体で様々な事業に携わっています。

ただ、自治体も時代とともに予算も減少してきたことにより、業務を委託されるだけではなく、我々から事業提案して自ら主体的に経営を行なう形態も増えてきました。例えば、公の遊休地を利用した観光バスステーション経営や施設の運営です。また、阪神淡路大震災で復旧復興に携わった経験もあったので東

起業してからの苦労されたこと、やりがいを感じられたことについてお聞かせ下さい。

「基本的に地域活性化や広報やイベントなど様々なレベルでビジョンや政策の実現に関わっているので、仕事をさせて頂いている方との喜びを共有させてもらえることが大きなやりがいです。さらに、大きな硬直的な組織に属していないので、柔軟に政策提言ができることもやりがいだと思います。立場上、比較的、正しいことは正しいと言え、間違っていることは間違っていると言えるので、それが新たな『公』の担い手につながればと考えています。辛かった点と言えば、やはり、会社を経営しているので、常に収支を意識しなければならないところです。事業を継続してやるには、利益も出さなければなりませんし、すべてが自己責任です。この約三十年間もいかに数字を抑えつつ、良いサービスを提供していくのかという葛藤の連続だったと思います。ただそのような経験を通じて、マネジメント能力が身に付いたとも思います。」

学生時代に起業することやベンチャー企業に就職することを「リスク」と思つて敬遠する学生も少なくありませんが、どのような印象をお持ちですか。

「自分にとって何が苦痛、何がリスクなのかを真剣に考えてみることが大事だと思います。

私の場合は、『白』を『黒』と言うことは絶対に嫌でした。大きな組織に入つて、時には、自分の意見を殺してまで仕事をして鬱になつている人を見ると、それがまさに『リスク』ではないかと感じました。一度かぎりの大切な人生です。自分にとって何が本当にプラスで、何がリスクなのかをよく考えた方が良いと思いますね。その上で、自分がやりたいと思つたことに全力でチャレンジすべきです。

起業も無茶なやり方であれば失敗しますが、慎重にやれば失敗はありません。特に公共政策に携わる人は、枠を超えて未来を切り開く人です。どんどんチャレンジして欲しいと思います。」

「民」という立場から行政に携わり、現状の公民連携についてどのようにお考えですか。

「組織に入ると組織に埋もれてしまい、自らの考えは、表に出しづらい面もあります。組織や前例に従つて仕事をこなす方が安泰であるとの印象も受けなくありません。

最近『協働』という言葉が流行ですが、予算や人員が少なくなってきたので『協働』という手段をよく使つているようにも感じます。

しかし、実際には、『民』の質もずいぶん上がつてきていると思います。単純にお金稼ぎのために『民』があるのでなくして、社会貢献をしたいという『民』も増えてきました。

『公民連携』はこれからますます成長していくと思っています。役所は事業を民間にアウトソーシングする、PFI（Private Finance Initiative）するなど言っていますが、まだまだ、民を見下しているような風潮も拭いきれません。もちろん、民も公のことではわからぬ事も多いので、まずはお互いが勉強しあい、それぞれ強み・弱みを理解し、本当の意味で『連携』していくかなればならないと思います。

私は、これからも両者の架け橋になりたいと思つています。」

仕事をしながら本大学院に進学をされた、その後の決断に至るまでの経緯を教えて下さい。

「私は、自分の人生設計を若い時から『起承転結』で捉えていて、一〇代を『起』、三〇代を『承』、四〇代を『転』、五〇代を『結』と考えていました。四〇歳になり、何とか仕事

が一段落し理論面からより公を学んでみたくなり、『転』と捉えて、公共政策大学院に幸運にも入学させて頂きました。『新しい公共の担い手を育成する』という言葉にも強く惹かれ

ました。なお、六〇歳からは、私の新たな起承転結が始まります。

入学後は、主に第三の『公』と呼ばれるNPO・市民社会はどうあるべきか、地域活性化における企業の役割は何か、そのマネジメントはどうすべきか、そして根本的となるその理念や哲学も学んでいました。』

当時の学校の雰囲気はどうでしたか。

「色々な意味で元気な人が多かった気がします。授業中は活発に議論し、飲み会ではざつくばらんに意見交換をしました。進路も公務員だけでなく、商社に行ったり、マスコミの人もいたりバラバラでしたが、それが魅力だったのではないかなど感じています。今でも仕事や同窓会を通して、同窓生とのネットワークがとても重要だと感じています。」

最後に学生へのメッセージをお願いします。

「京大生には、もっとオリジナリティを求めてほしいと思います。『ONLY ONE』。単に官僚を目指すだけでは、二番煎じになってしまいます。一步はみ出す勇気をもつてもらい、新たな公を創る領域にもどんどんチャレンジして欲しいと思っています。ノベル賞は京大が多く輩出しました。」

所感

京大公共政策大学院の卒業生の進路は多岐に渡っている。行政・NPO・企業など様々であるが、松村氏はその異なる業種間の「懸け橋」となるような仕事を実践している。

本大学院にも新しく『社会連携室』という行政・企業・地域が連携し、社会問題に取り組む研究室が誕生した。松村氏も本連携室の研究者の一人である。『公民連携』や『協働』は「言うは易く行うは難し」で、声高に叫ぶだけでは単なる流行りとして終わってしまう。松村氏のように、行動・実践していくことで初めて実の伴う成果が生まれるのであろう。苦境に立たされる時期があっても、未来を切り開く者として踏ん張り続けた、松村氏の気概が感じられた取材であった。

(文責 鈴木 悠)

また、強く実践を意識してもらいたいと思います。私は、これまで現場をできるだけ見ます。実践現場を見て歩くことがとても重要です。現場には自分を磨くたくさんの宝石があります。』

松村 勉
(まつむら つとむ)

1963年神戸生まれ。京都大学公共政策大学院修了（二期生）。（株）グローバルトゥエンティワン、及びグループ関連会社8社の代表取締役、沖縄県宜野湾市政策参与、大阪府立大学観光産業戦略研究所所長補佐。事業を通じて「公」と「民」の架け橋になることに精力している。



【現役学生インタビュー】

留学生が語る、京大公共の魅力

京都大学公共政策大学院八・九期生 留学生一同

屋大学に研究生として在籍し、本格的に日本に留学したいと思うようになりました。将来は国際機関で働きたいと考えていたので、『地球共生クラスター』がある京大の公共政策を志望しました。』

京都大学公共政策大学院は、今期で設立九年目を迎え、一般人選抜・社会人ともにさまざまな背景を持つ学生が入学してきた。その中には、海外からの留学生も含まれ、日本人とともに講義・演習を受け、自主活動に励み、本学をより多様性に溢れる大学院にすることの一翼を担ってきた。今回は「留学生が語る、京大公共の魅力」と題し、現在在籍している留学生にスポットライトを当て、ざっくりばらんに取材を行った。本取材に協力して頂いたのは、八期生の陶暁青さん（中国）、柳恩智さん（韓国）、九期生の高文寧さん（中国）、ノブル・ヴァレンタンさん（フランス）の四名である。

柳 「私は、もともとヨーロッパよりもアジアに興味があり、仕事的にもアジアに関わることが多かったので、留学制度が整っている日本に行きたいと思っていました。仕事が韓国の国家公務員でしたので、公共政策で修士を取りたいと思い、関連する大学を探していました。東京など他の地域の大学院も検討しましたが、受験期間が合わず、ソウルと街の雰囲気が似ていたため、日本の伝統文化を感じられる京都に行つて学ぶことを決めました。」

陶 「全体から言うと、とても充実しています。授業面では、経済・政治・法律など幅広く、自分で勉強したいことが学べます。生活面でも、留学生と日本人ともに仲がいいです。」

高 「大学での専攻が日本語でした。大学の交換留学で、同志社大学に留学し、京都がとても好きになりました。将来は、国際NGO・開発機関などで働きたいと思っていて、京大公共政策を志望しました。」

ノブル 「全体的にとても満足しています。授業自体も面白く、フランスで勉強していた内容と被ることもありますが、日本の観点で学べて新鮮です。フランスでは特定の科目をより専門的に学ぶ授業が多いですが、日本の場合は『経済政策』、『公共政策論』のように全

伝統文化、政治社会に興味が派生し、本格的に日本に留学したいと思うようになりました。」

僕も、研究生として一橋大学、交換留学生として同志社大学に在籍していました。フランス自体の専攻が行政学で、一番学びたい科目が公共政策だったので、伝統的な雰囲気がある京大・公共政策を志望しました。」

入学後に感じた印象を率直に教えて下さい。

陶 「全体から言うと、とても充実しています。授業面では、経済・政治・法律など幅広く、自分で勉強したいことが学べます。生活面でも、留学生と日本人ともに仲がいいです。」

留学生先に日本を選び、京大・公共政策大学院を選んだ理由は何ですか。

陶 「中国の大学で第二外国語が日本語でした。そして何より日本のアニメが好きで、日本に留学したいと思つていました。まずは、名古

ノブル 「日本に興味を持ったのは、『NARUTO -ナルト-』や『BLEACH』などのアニメの影響が大きいです。その後、日本の

文化に興味を持ったのですが、日本の観点で学べて新鮮です。フランスでは特定の科目をより専門的に学ぶ授業が多いですが、日本の場合は『経済政策』、『公共政策論』のように全

体的な視点が身に着く科目が多く、新たな発見があります。

印象に残つている授業を教えて下さい。

高＆陶 「『国際法』、『国際行政制度』が印象に残っています。両方とも先生が知的で面白く、授業が毎回とても楽しいです。特に、国際的な課題、センシティブな領土問題などを日本の学生と議論するのは、日本人の考え方触れ、とてもためになりました。また、国際感覚が豊富な先生だったので、実際に国際機関で働くという実務感覚も学ぶことができました。」

柳 「必修科目の『公共政策論』が、私の視野を広げてくれました。専攻が異なる四人の先生のオムニバス形式の授業で、政治学・経済学・法学などの科目を複合的に学び、新しい視点を手にいれたと思います。」

将来の後輩（留学生）へのメッセージを！

陶＆柳 「いろんなバックグラウンドを持ついる学生がいて、とても刺激的な毎日を送れると思います。一般学生、社会人、留学生の垣根も低く、皆と仲良く学べます。教務の方も留学生への対応が親切で、いつも感謝しています。」

ます。研究者・実務家の先生方もバランスがよく、理論と実践を意識して学ぶことができるので、おススメの大学院です！」

故に意見の相違もあるが、自由闊達に議論ができる環境が用意されている。本誌を読んで、将来、本大学院に新たな風を巻き起こす留学生が増えることに期待したい。

（文責 鈴木 悠）

高 「日本に来て、修士課程に在籍することは正直とても大変です。ですが、京大公共はチューイーなど周りのサポートが充実していて、勉強に集中できるし、何より苦労した分、自分に返ってくるものは大きいです。私も今苦労していますが、その分、充実しているので、ぜひ一緒に学びましょう。」

ノブル「他の公共政策大学院に比べれば、絶対に京都が良いと思います。京都は過ごしやすく、キヤンバスの雰囲気はとても落ちています。欧米人は、日本語がパートフェクトでなくとも、ためらわずに非留学にチャレンジしてほしいです。将来的に日本、アジアで就職したいならば、修士課程はいいチャンスです。政策科学は欧米が有利という考えがありますが、京大のレベルは高いです。ここに入れば絶対、満足できると思います。」



留学生一同（左から柳さん、ノブルさん、高さん、陶さん）

取材後記

本大学院は留学生・社会人・一般選抜など学生のバックグラウンドは多岐に渡る。多様が

【自主活動紹介】

京都府政策提言ゼミ

京都府の数ある政策課題の中、今年取り上げたテーマはなんでしょうか。

きないかと考え、京都府を対象としました。」

京都大学公共政策大学院では、学生たちが自らの目的意識に基づき、様々な自主活動を展開させている。この記事では、そういった自主活動について紹介していきたい。今回採り上げるのは、九期生の佐藤君が立ち上げた「京都府政策提言ゼミ」である。この活動はインタビューの後、京都スタジアムの付属施設案に関する提言を完成させ「第十回京都から発信する政策研究交流大会」に参加、日本公共政策学会賞を受賞するという実績も挙げている、今後期待の自主活動である。

京都府政策提言ゼミが、どのような活動内容か教えてください。

平野 光友 「京都府議会議員や京都府の職員の方に、京都府が抱える課題についてインタビュー調査を行い、府に解決策を提言する活動を行っています。これらの活動の根底には、公共政策大学院で学んだことを何かに活かせないかという想いがあります。せっかく京都に住んでいるので、京都のために何か貢献で

平野 「現在、京都府亀岡市において『京都スタジアム』というサッカー専用スタジアムの建設計画が進行していますが、建設にあたっては様々な課題が指摘されています。課題の一

つに、サッカーの試合が開催されない日にどのように人を集めのかというものがあり、

今年はこれをテーマに活動しています。具体的には、スタジアムに付属施設を設けることで試合のない日でも人が集まれる環境作りができるのかを検討しています。亀岡市で実際にアンケート調査を行った結果をもとに、どのような施設が望ましいか、どのような活用方法が考えられるかを模索中です。」

これまでどのような活動をしていましたか

佐藤 岳久 「夏休みには、亀岡市でアンケート調査を行っていました。亀岡市在住の高齢者を対象として、合計三〇〇人くらいの方にご協力いただきました。」

夏休みの間は、多くのメンバーが官庁や民間企業のインターンシップに参加していましたため、なかなか一堂に集まることができませんでした。それでも、京都に残ったメンバーと東京にいるメンバーで夜遅くにスカイブミーティングを実施し、各人の役割分担を明確にした上で、活動を続けていました。」

提案した佐藤くんに伺います。新しく自主活動を始めようと思つたきっかけはなんだつたのでしょうか。

佐藤 「直接的なきっかけは、先輩から『既存の自主活動に入るのではなく、自分で立ち上げるのもありだよ』と言われたことです。」

このゼミを作る際に、僕が考えていたことは二点です。第一に、ゼロから自主活動を作り、実際に政策提言を行うという成果を残すこと。第二に、この活動を通じて、各人が自分の強みと弱みを発見し、弱みを克服する中で成長できるような活動にしたいということです。活動内容は厳しいですし、困難なことも多いですが、その分成長につながると考えています。最終的には、この自主活動での経験を糧に将来の進路を切り開いていくことができればうれしいですね。」

次はメンバーのみなさんから、この自主活動に参加した動機と、リーダーである佐藤君の印象について教えてください。

でした。それでも、京都に残ったメンバーと東京にいるメンバーで夜遅くにスカイブミーティングを実施し、各人の役割分担を明確にした上で、活動を続けていました。」

佐々木 和政 「新しい自主活動にチャレンジすることで自分の成長につなげたいと思つたからです。また、純粹に新しいことをやるの樂しそうだと思つたのもきっかけの一つです。佐藤君の印象は、僕は大学三年生の頃から彼を知つてゐるのですが、思つて到了以上に個性的な奴でしたね。もう少し普通の人かなと思つていたけれど…。」

鷹井 菜央 「先輩たちが行つてゐる自主活動にも興味はありましたが、やはり自分たちで新しい活動を作り上げるのが樂しそうと思つたからです。佐藤君については、とにかく不思議なことをする人だなという印象です。でも、ミーティングではリーダーシップを發揮してくれるおかげで、様々なことがとても早いスピードで進んでいくので、おかげで半年間楽しく活動させてもらつています。」

石丸 明穂 「参加のきっかけは、新しい自主

活動とすることで真っ白な状態から始められること、その過程で様々な能力が身につけられると考えたためです。また、これまでの自主活動は街づくりをテーマにしたものが多く、自分の関心とは少し異なつていたので、新しかったところだらうと思いました。

佐藤君の印象は、ミーティングの際にアジェ

ンダやシナジー等の横文字が多く、ちょっと胡散臭いかなと思ひますが、それでも毎回懸命にみんなをまとめようとしてくれるので、会議もスムーズに進んでいます。」

平野 「以前から、一から新たな組織を立ち上げたいと考えていたこと、単純に新しいことをしてみたいたいと思つたことがきっかけです。また、この自主活動だけをやるのではなく、他の自主活動を掛け持ちしながら様々なことを学び、自分を成長させたいとも考えていました。」

佐藤君の印象は、まあ早口かな。たびたびメンバーから指摘されていますが、治るどころか悪化する一方のようですね。まあ、頭の回転が速いということだと思いますよ。」

のアンケートを取らなければならぬという苦しい状況でしたが、アンケートの取り方について知恵を出し合うことで、解決策を見出すことができました。常に解決策を探し続け、うまくいかなくともあきらめないことの大切さを再認識しました。これらのことはどのような職業に就こうとも大事な心構えだと思うので、これらを学べたことが、自主活動経験の宝だと思っています。」

(文責 永田 麻理恵)



京都府政策提言ゼミのメンバーのみなさん

京都大学公共政策大学院 卒業生

近況報告欄

当大学院の卒業生の方々の近況について纏めさせて頂きました。ご協力いただいた卒業生の方々には、心より感謝いたします。

記載は、「名前（会期・五十音順、敬称略）」「期生」「現在の職務」「近況報告」の順となつております。

亀井 達彦（かめい たつひこ）

・一期生

・金融庁総務企画局政策課

・金融庁で勤務（国会担当）しております。大学院の同窓会では副会長をしておりますので、皆様の同窓会入会を熱望しております。

佐野 泰久（さの やすひさ）

・一期生

・会計コンサルタント（かえでキャピタルマネジメント株式会社）

・東京都庁から会計事務所に転職してます。財務アドバイザリーやってます。

手嶋 隆行（てしま たかゆき）

・一期生

・福岡県直方県土整備事務所 会計係長
・四月の定期異動で久しぶりに本庁を離れ、出先の土木事務所に赴任しました。ここ直方は、旧産炭地で地域経済的には厳しい面がある土地ですが、のんびりした風土と人情あふれる街で、とても居心地のよい場所です。

三谷原 基（みたにはら もとい）

・一期生

・総合商社、営業担当

・入社以来ウランの売買を担当。最近は事業投資（M&A）を担当。二〇一一年結婚、間もなく一人の子の父。

安松 志郎（やすまつ しろう）

・一期生

・銀行員／投資銀行業務（ストラクチャードファイナンス）

・日本政策投資銀行にて入行以来不動産ファイナンスに従事しながら、不動産のサステイナビリティを評価する認証制度を立ち上げ、その運用と展開に尽力しています

長谷川 智史（はせがわ さとし）

・四期生

・四日市港管理組合経営企画部総務課 主事

・三重県に就職しましたが、昨年度から一旦三重県を退職して、四日市港管理組合という一部事務組合に派遣となり、財政業務を担当しています。地方自治の奥深さを感じる日々です。

井上 浩志（いのうえ ひろし）

・四期生

・記者

・横浜で一年、高知で二年働いた後に今年5月、神戸に異動になりました。

坂下 俊輔（さかした しゅんすけ）

・三期生

・内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付

・本年一〇月に経済部局に異動。経済学は専門外のため日々勉強です。また、本年五月に第一子も誕生。公私ともに充実しています。

慌ただしく過ごしています。

- 有村 潤** (ありむら さかえ)
・五期生
- 草津市役所建設部住宅課
- 市営住宅の明渡し訴訟・強制執行を行うことなどを通じて、入居の適正化を図ることを日課にしています。
- 野田 政裕** (のだ まさひろ)
・五期生
- 兵庫県庁
- 職場を離れて研究に集中できたことを、今でも誇りに思います。仕事と3人の子育てに追われる日々です。
- 藤井 啓司** (ふじい けいし)
・五期生 (入った時は四期生でした)
- 平岡 正光 (ひらおか まさみつ)
・六期生
- 地方公務員
- 五期生の野田さんと同じ所属（課）です。来年は五期生の中嶋さんが来る予定（ウソ）。近く（京阪神）にお越しの際は、「一報ください。
- 山本 剛** (やまもと じよこ)
・七期生
- 総務省
- 「公共空間」前編集長です。係員として修業の日々ですが、大学院での勉強や自主活動での経験は、入省直後から活けています！
- 北條 隆** (ほうじょう たかし)
・七期生
- 国家公務員（財務省）
- 現在内閣府（地方分権改革推進室）に出向しています。SNS更新も担当しているので上からたら覗いてください。
- (<https://www.facebook.com/cao.bunken>)
- 澤田 周吾** (さわだ しゅうご)
・六期生
- 銀行員
- 一年間融資の担当をした後、現在は農業の六次産業化を促進するためのファンドの運営業務をしています。好きで入った業界ではあります。
- 平岡 正光** (ひらおか まさみつ)
・六期生
- 地方公務員
- 五期生の野田さんと同じ所属（課）です。来年は五期生の中嶋さんが来る予定（ウソ）。近く（京阪神）にお越しの際は、「一報ください。
- 山本 剛** (やまもと じよこ)
・七期生
- 総務省
- 「公共空間」前編集長です。係員として修業の日々ですが、大学院での勉強や自主活動での経験は、入省直後から活けています！
- 北條 隆** (ほうじょう たかし)
・七期生
- 国家公務員（財務省）
- 現在内閣府（地方分権改革推進室）に出向しています。SNS更新も担当しているので上からたら覗いてください。
- (<https://www.facebook.com/cao.bunken>)
- 徳永 真一** (とくながら しんいち)
・六期生
- 地方公務員
- 大津市福祉子ども部で「子ども政策監」として、子ども・子育て支援の各種施策に携わっています。
- 吉田 浩巳** (よしだ ひろみ)
・五期生
- 石川県庁税務課
- 法規・広報を始めとする雑多な業務を担当しています。仕事をしながら、地方自治ってなんだろう、と思うことも時折。
- 川口 創** (かわぐち はじめ)
・七期生
- 弁護士
- 公益社団法人まちづくり国際交流センター理事長
- 公共政策大学院を修了後、経済学研究科博士後期課程に編入学し、現在三回生で博論のプレッシャーと戦っています。

『編集後記』

益田一 今回も編集員の協力のおかげで何とか完成になりました。編集員として
お役御免です。

鈴木一 一年間の活動で取材させて頂いたすべての方々に感謝申し上げます。今来は
後輩から取材されるような大物にならなかったと思います。。。

高野一 今回も有意義な取材をさせていただきました。そして、これからは正直返上で
修論です。

中島一 「編集員として編集委員のみなさん、お疲れ様でした。今までもおつかれさまでした。」

森一 足掛け二年間の公共空間も、今が遂に最後になりました。取材先と読者の
皆様に心から感謝です。

ヴァレーなかなか大変ではあったが、なんとか先輩と協力し、記事が書けた。これ
からも頑張っていきたい。

佐々木一 今年生が関わる初めての号で分かったことだらけでしたが、先輩方
を始め皆様に助けていただき無事記事が完成してよかったです。ありがとうございました

「ありがとうございました。」

永田一 同期が立ち上げた自主活動を取材することができ、彼らの意識の高さから大
いに刺激を受けました。

梨子田一 初めての公共空間編集員としての仕事は貴重な経験でした。ありがとうございました。

福島一 初めての取材、執筆で取材の申し込みの段階から緊張の連続だったのですが、
取材に応じてくれた皆様や先輩方、同期の頑張り支援で、無事乗っ切る
ことができました。ありがとうございました。

村野一 水=水道=インフラの輸出について発想かい取材して、水をもつかけに面臨間、都
市間の協力が生まれて構図を取り上げました。万物の根源はやはり水だつ
た、と思つただけたの編集委員として顺利に終わつた。

『公共空間』 110一四年 秋号(通巻第十三号)

発行人 『公共空間』編集委員会

編集長 益田 彰拓

副編集長 鈴木 悠

編集委員 中島 和博 森 俊貴 永田 麻理恵 福島 雅博 村野 宏通

佐々木 和政 梨子田 太郎 ノブル・ヴァレンタン

編集顧問 新川 敏光

編集協力 垣本 謙一

表紙撮影 長崎県水俣湾 (撮影 鈴木 悠)

京都大学公共政策大学院 『公共空間』編集委員会

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

京都大学 法学公共政策大学院掛

TEL 075-753-3126

Mail koukyoukukan@yahoo.co.jp
HP <http://www.sg.kyoto-u.ac.jp/jp/environment/kokyokukan.html>

〔京都大学学術情報リポジトリ 紅〕

<http://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/bulletin/index.html#gsg> に収録

